

子どもたちの笑顔いっぱい  
太陽のまちづくり 八重瀬

# 第3期八重瀬町 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月  
八重瀬町



## はじめに



本町ではこれまで、喫緊の課題でありました待機児童対策や3歳児からの「教育・保育の無償化」を推進するため、町立幼稚園の認定こども園移行や施設整備、保育士確保のための補助事業を展開するなど子育て支援を推進してまいりました。

しかし、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化の急速な展開、核家族化や子どもの貧困・虐待、地域コミュニティの希薄化など、生活スタイルや価値観の多様化に伴い、子育てへの不安、生活困窮者への支援など、求められるニーズも複雑、多様化しております。教育・保育に対するニーズは年々高まっており、子ども・子育て支援事業においても、さらなる充実、強化が求められます。

本計画は、八重瀬町における令和7年度から5年間の子ども・子育て支援の基本方針として策定したものです。計画策定にあたり、第2期計画の点検と評価、子育て世代へのニーズ調査の結果を踏まえ策定いたしました。

今後は、本計画を本町の子ども・子育ての総合的な計画として位置づけ、本計画の理念である「子どもたちの笑顔いっぱい 太陽のまちづくり 八重瀬」の施策をさらに推進してまいります。

結びに、第3期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりご尽力を賜りました、八重瀬町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などで貴重なご意見やご協力をいただきました保護者の皆様、関係各位に対し、心からお礼を申し上げます。

今後とも、本計画推進に際しましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

八重瀬町長 新垣 安弘



# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
2. 計画の位置づけ ..... 3
  - (1)法的根拠 .....3
  - (2)計画の包含について .....3
3. 計画の策定体制等 ..... 4

### 第2章 八重瀬町の現状と課題

1. 人口の推移と推計 ..... 5
  - (1)0～5歳児（就学前児童） .....5
  - (2)0～2歳児 .....6
  - (3)3～5歳児 .....10
  - (4)6～11歳児（小学生） .....11
2. 人口動態（自然動態と社会動態） ..... 12
  - (1)自然動態 .....12
  - (2)社会動態 .....12
3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況 ..... 13
  - (1)教育・保育施設等の設置・定員数 .....13
  - (2)幼稚園 .....15
  - (3)保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等） .....16
  - (4)地域子ども・子育て支援の状況 .....20
  - (5)認可外保育施設 .....21
  - (6)その他 .....21
4. ニーズ調査結果より傾向まとめ ..... 22
  - (1)調査の概要 .....22
  - (2)就学前児童調査の調査結果より .....23
    - (2)-1 子育て家庭の状況 .....23
    - (2)-2 母親の就労状況 .....29
    - (2)-3 教育・保育サービスの利用について .....30
    - (2)-4 子育てと仕事の両立について .....32
  - (3)小学生保護者調査の調査結果より .....33
    - (3)-1 放課後の過ごし方について .....33
    - (3)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について .....34

### 第3章 第2期計画の実施状況

(点検1) 目標1. 地域における子育て支援の充実	36
(1)ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	36
(2)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	37
(3)子どもの居場所づくり	39
(4)人材確保の推進	40
(5)他機関との交流による子育て支援	41
(6)相談、情報提供の充実	42
(点検2) 目標2：母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	44
(1)安全な妊娠、出産、育児への支援	44
(2)子どもの健康支援	46
(3)思春期保健の推進	48
(点検3) 目標3：要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	49
(1)児童虐待防止対策の充実	49
(2)ひとり親家庭等の支援の充実	51
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	52
(4)子どもの孤立(貧困)対策の充実	56

### 第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	59
2. 計画の基本目標	59
3. 支援対策の体系	60
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	63
(1)教育・保育提供区域	63
(2)町の教育・保育提供区域	63

### 第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	65
2. 地域子ども・子育て支援事業	67
(1)延長保育事業	67
(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	67
(3)地域子育て支援拠点事業	68
(4)一時預かり事業	68
(5)病児・病後児保育事業	69
(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉)	70
(7)子育て短期支援事業(ショートステイ)	70
(8)利用者支援事業	71

(9)乳児家庭全戸訪問事業	71
(10)養育支援訪問事業	72
(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	72
(12)妊婦健康診査	73
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	73
(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	73
(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】	74
(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】	74
(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】	74
(18)産後ケア事業	75
(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	75

## 第6章 支援対策

基本目標1. 地域における子育て支援の充実	77
(1)教育・保育体制の充実、幼児期の教育・保育の一体的提供の推進	77
(2)子どもの居場所づくり	78
(3)人材確保の推進	79
(4)相談、情報提供の充実	80
基本目標2. 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	81
(1)安全な妊娠、出産、育児への支援	81
(2)子どもの健康支援	82
(3)思春期保健の推進	83
基本目標3. 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	84
(1)児童虐待防止対策の充実	84
(2)ひとり親家庭等の支援の充実	84
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	85
(4)子どもの孤立(貧困)対策の充実	87

## 第7章 計画の推進について

1. 計画やサービスの周知	89
2. 計画の推進体制	89
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	89
4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック	90

## 資料編

資料1 八重瀬町子ども・子育て会議条例	91
資料2 八重瀬町子ども・子育て会議委員名簿	93
資料3 計画策定の経過（子ども・子育て会議開催経過）	94



# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年の子どもと子育て家庭を取り巻く状況を見ると、急速な少子化の進行や核家族化等の社会の変化とともに、共働き家庭が増加し、保育ニーズが増大してきました。全国では待機児童対策が深刻課題となり、保育の受け皿不足の解消を最優先で取り組む必要がありました。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢を受け、国では平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立及び平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、「子どもの最善の利益」の追求を目指して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的推進を行ってきました。

本制度では、全国の市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、教育・保育施設等の整備をはじめとする各対策を計画的に推進することが求められました。八重瀬町においても、平成26年3月に「八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)、令和2年3月に「第2期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策のほか、教育・保育の質の確保、母子保健事業、児童虐待防止対策、障がい児支援策などに取り組んできました。

第3期計画の策定に当たっては、国では、待機児童の課題はほぼ終息した中で、教育・保育施設を利用しない家庭や養育が困難な家庭への支援を重視し、こども家庭センターの設置や乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)、家庭支援事業といった新たな取組を打ち出しています。

本町では、第2期計画期間において、公立幼稚園を全園認定こども園に移行し、教育・保育環境の充実を図ってきました。子育て世代包括支援センターの設置や産前産後サポート等をはじめとした様々な取組を推進してきましたが、多様なニーズに対応する上で課題も見られるところであります。

こうした中、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き、八重瀬町の子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを、社会全体で支援する環境を整えていくために、地域の実情を踏まえて「第3期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針<sup>(※)</sup>の改正案について（概要）

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

### 改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が必要であることから、第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

### 改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加  
→ 基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も動案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加  
→ 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加  
→ 都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正  
→ 基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

※ 改正児童福祉法の施行日（令和6年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しの時期に合わせて、本年11月頃を目途に公布し、令和6年4月1日に施行することとする。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、加えて「次世代育成対策推進法」に基づく地域行動計画として策定しています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、町の「八重瀬町総合計画」を最上位計画とし、「八重瀬町地域福祉計画」を始めとする各種福祉計画、および子どもの福祉や教育に関する町の他計画などとの整合性・調和を保って策定しています。

#### 【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

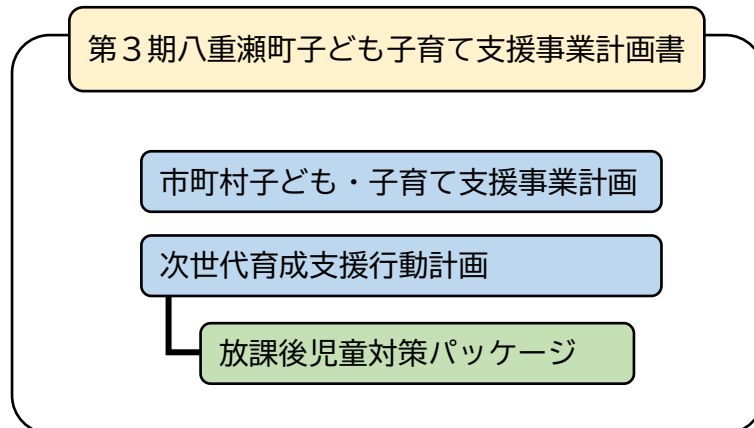
### (2) 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の 3 つの計画を包含する必要があります。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画
2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）

上記「2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」は、前項で示すように、八重瀬町子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しています。

また、「放課後児童対策パッケージ」に基づいた放課後児童対策についても盛り込んでいます。



本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画		第3期計画（5年）				
	策定					

### 3. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、庁内関係課との意見交換により取り組みの検討と摺り合わせを行ったほか、「八重瀬町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

## 第2章 八重瀬町の現状と課題

### 1. 人口の推移と推計

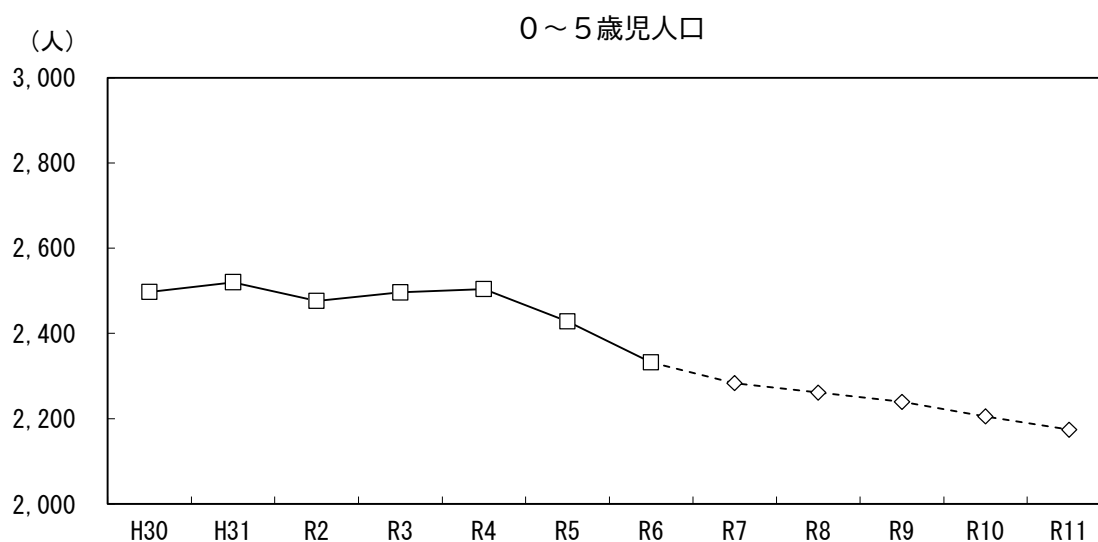
#### (1) 0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児は、平成30年からの実績をみると令和4年までは横ばいとなっていますが、令和5年からは減少に転じています。

今後の推計においても就学前児童は減少が続くと予測されます。第3期計画においては、令和7年が2,283人、中間年の令和9年は2,239人、第3期計画最終年の令和11年には2,174人となり、令和6年実績より158人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	2,497	2,520	2,476	2,496	2,504	2,428	2,332
前年からの増加人数	—	23	△44	20	8	△76	△96

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～5歳児推計値	2,283	2,261	2,239	2,205	2,174	△49	△93	△158
前年からの増加人数	△49	△22	△22	△34	△31	—	—	—



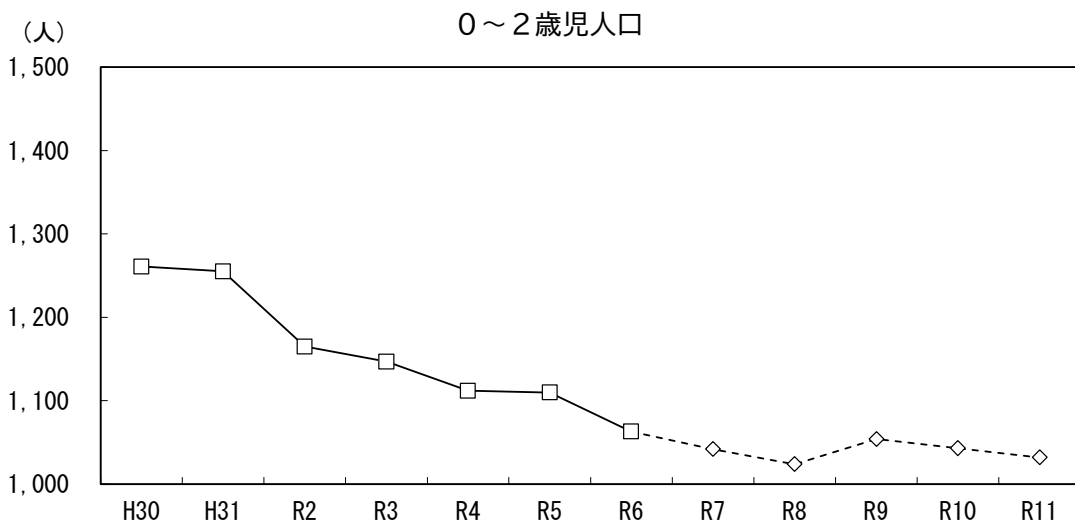
## (2) 0～2歳児

0～2歳児の人口は、平成30年以降、減少を続けています。令和6年の実績人口は1,063人で、前年よりも47人減となっています。

今後の推計では、減少傾向と予測されます。第3期計画においては、令和7年が1,042人、中間年の令和9年は1,054人、第3期計画最終年の令和11年には1,032人となっており、令和6年実績より32人減少と見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	1,261	1,255	1,165	1,147	1,112	1,110	1,063
前年からの増加人数	—	△6	△90	△18	△35	△2	△47

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～2歳児推計値	1,042	1,024	1,054	1,043	1,032	△21	△9	△31
前年からの増加人数	△21	△18	30	△11	△11	—	—	—



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	378	402	358	333	358	351	302	336	333	328	325	322
1歳児	456	398	407	383	365	382	374	325	361	358	353	350
2歳児	427	455	400	431	389	377	387	381	330	368	365	360

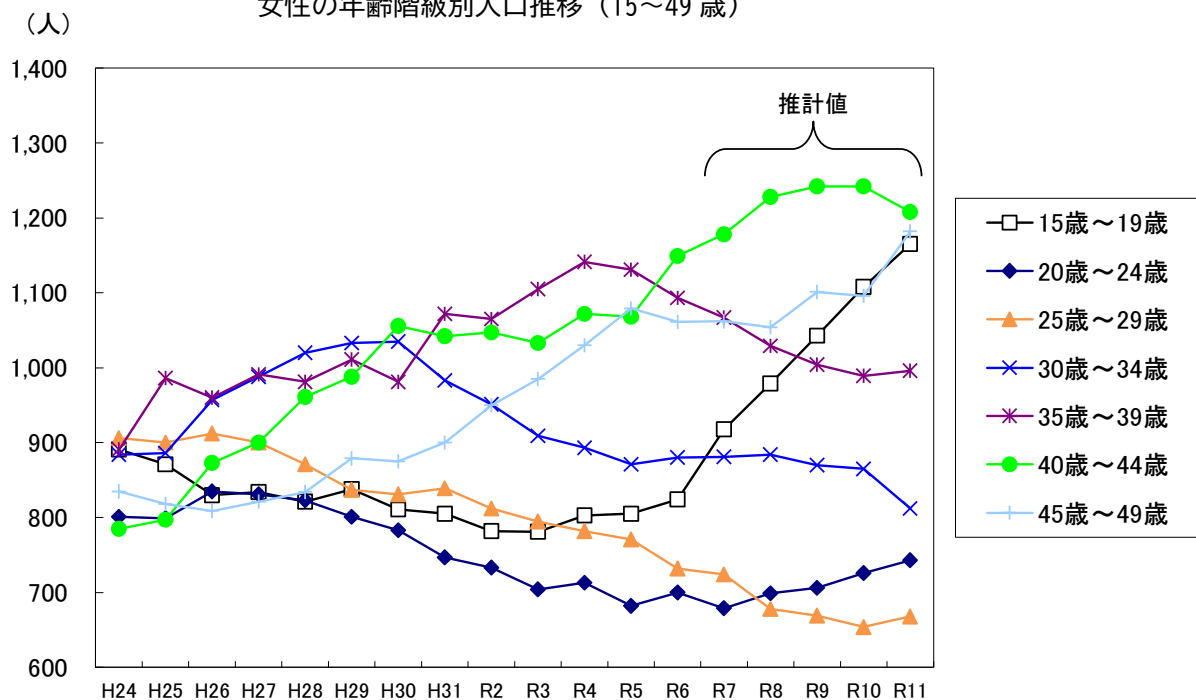
0歳児についてみると、出生数は横ばいと予測されます。八重瀬町の合計特殊出生率は1.4～1.8で推移しており、今後は1.57前後と予測されます。出生数に影響する「子を産む世代の女性人口」は増加傾向と予測されていますが、特に子どもを多く産むのは25～39歳の世代は、減少傾向が見込まれており、出生数の大きな増加は見込まれません。

(参考) 女性の年齢階級別人口推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	891	871	830	834	821	838	811	805	782
20歳～24歳	801	799	835	831	823	801	783	747	733
25歳～29歳	906	900	912	900	871	837	831	839	812
30歳～34歳	884	886	957	988	1,020	1,033	1,035	983	951
35歳～39歳	891	986	960	991	981	1,011	981	1,072	1,065
40歳～44歳	785	797	873	900	961	988	1,056	1,042	1,047
45歳～49歳	835	818	809	821	834	879	875	900	950
総計	5,993	6,057	6,176	6,265	6,311	6,387	6,372	6,388	6,340

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	781	803	805	824	918	979	1,043	1,108	1,165
20歳～24歳	704	713	682	700	679	699	706	726	743
25歳～29歳	795	782	771	732	724	678	669	654	668
30歳～34歳	909	893	871	880	881	884	870	865	812
35歳～39歳	1,105	1,141	1,131	1,093	1,067	1,029	1,004	989	996
40歳～44歳	1,033	1,072	1,068	1,149	1,178	1,228	1,242	1,242	1,208
45歳～49歳	985	1,030	1,079	1,061	1,062	1,054	1,101	1,096	1,182
総計	6,312	6,434	6,407	6,439	6,509	6,551	6,635	6,680	6,774

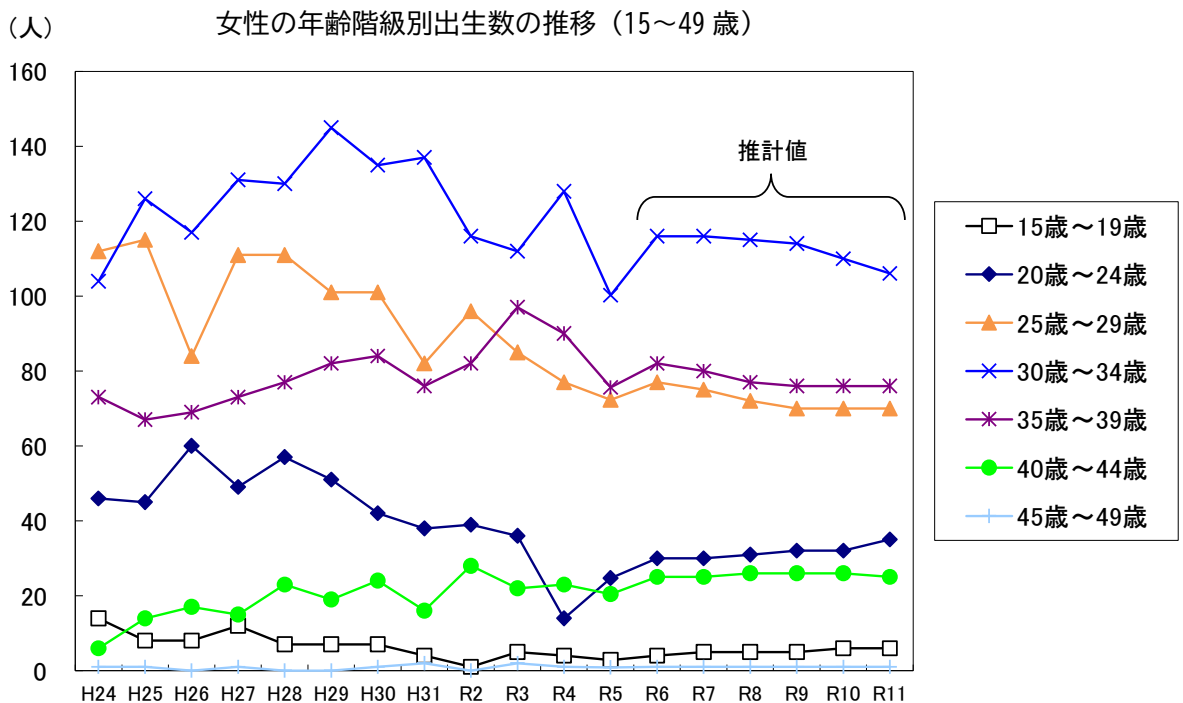
女性の年齢階級別人口推移 (15～49歳)



(参考) 女性の年齢階級別出生数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	14	8	8	12	7	7	7	4	1
20歳～24歳	46	45	60	49	57	51	42	38	39
25歳～29歳	112	115	84	111	111	101	101	82	96
30歳～34歳	104	126	117	131	130	145	135	137	116
35歳～39歳	73	67	69	73	77	82	84	76	82
40歳～44歳	6	14	17	15	23	19	24	16	28
45歳～49歳	1	1	0	1	0	0	1	2	0
総計	356	376	355	392	405	405	394	355	362

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	5	4	3	4	5	5	5	6	6
20歳～24歳	36	14	25	30	30	31	32	32	35
25歳～29歳	85	77	72	77	75	72	70	70	70
30歳～34歳	112	128	100	116	116	115	114	110	106
35歳～39歳	97	90	76	82	80	77	76	76	76
40歳～44歳	22	23	20	25	25	26	26	26	25
45歳～49歳	2	1	1	1	1	1	1	1	1
総計	359	337	297	335	332	327	324	321	319



(参考) 女性の年齢階級別出生率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	0.01390	0.00809	0.01302	0.01885	0.01272	0.00939	0.00820	0.00349	0.00608
20歳～24歳	0.03548	0.06555	0.04353	0.05747	0.06298	0.06548	0.04593	0.05065	0.02945
25歳～29歳	0.08398	0.09190	0.08730	0.10035	0.10059	0.07552	0.06872	0.08610	0.09403
30歳～34歳	0.10771	0.09339	0.09636	0.10000	0.10485	0.11461	0.13069	0.08306	0.11646
35歳～39歳	0.06349	0.07705	0.06277	0.05282	0.07513	0.06391	0.05693	0.05689	0.06043
40歳～44歳	0.01483	0.01163	0.01543	0.01685	0.01401	0.02215	0.02427	0.02255	0.01510
45歳～49歳	0.00000	0.00102	0.00100	0.00000	0.00088	0.00085	0.00167	0.00000	0.00084
合計特殊出生率	1.60	1.75	1.60	1.74	1.86	1.76	1.69	1.52	1.62

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
15歳～19歳	0.00000	0.00365	0.00281	0.00354	0.00352	0.00348	0.00346	0.00353	0.00349
20歳～24歳	0.04447	0.02865	0.03148	0.03724	0.03824	0.03830	0.03787	0.03792	0.03873
25歳～29歳	0.07672	0.09717	0.08210	0.08289	0.08243	0.08437	0.08345	0.08276	0.08240
30歳～34歳	0.09861	0.09568	0.09319	0.10723	0.10646	0.10407	0.10849	0.10592	0.10460
35歳～39歳	0.07900	0.06371	0.05920	0.06207	0.06106	0.06243	0.06205	0.06322	0.06354
40歳～44歳	0.02078	0.01918	0.01620	0.01998	0.02020	0.02007	0.01969	0.01991	0.01949
45歳～49歳	0.00087	0.00085	0.00075	0.00086	0.00087	0.00087	0.00089	0.00089	0.00088
合計特殊出生率	1.61	1.55	1.43	1.57	1.57	1.57	1.58	1.58	1.57

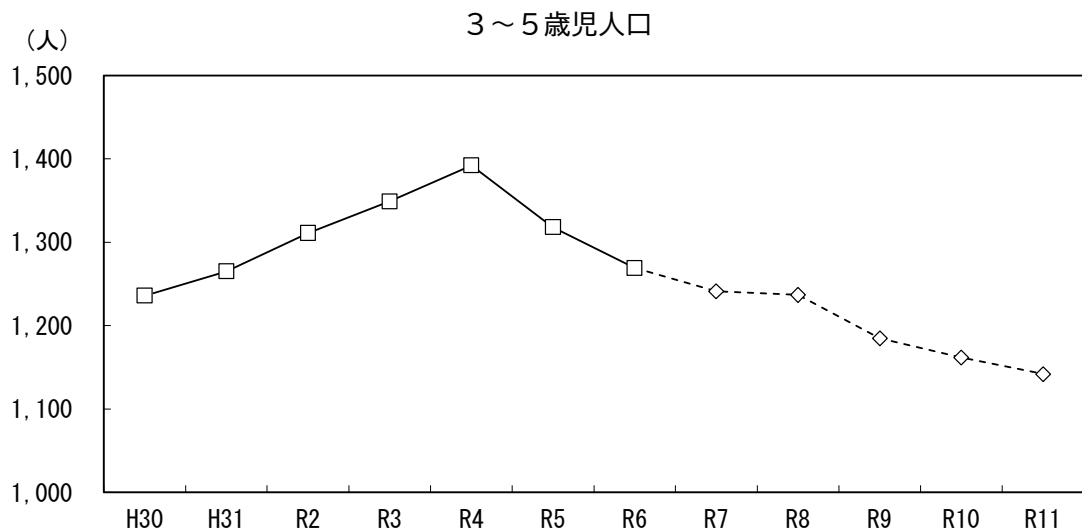
### (3) 3～5歳児

3～5歳児の人口は、令和4年まで増加していたものの、令和5年以降は減少に転じています。令和6年の実績人口は1,269人で、前年よりも49人減となっています。

今後の推計では、減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が1,241人、中間年の令和9年は1,185人、第3期計画最終年の令和11年には1,142人となり、令和6年実績より127人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	1,236	1,265	1,311	1,349	1,392	1,318	1,269
前年からの増加人数	—	29	46	38	43	△74	△49

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
3～5歳児推計値	1,241	1,237	1,185	1,162	1,142	△28	△84	△127
前年からの増加人数	△28	△4	△52	△23	△20	—	—	—



	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
3歳児	385	444	474	410	446	405	397	404	397	344	383	380
4歳児	420	395	441	492	441	449	414	410	417	410	356	396
5歳児	431	426	396	447	505	464	458	427	423	431	423	366

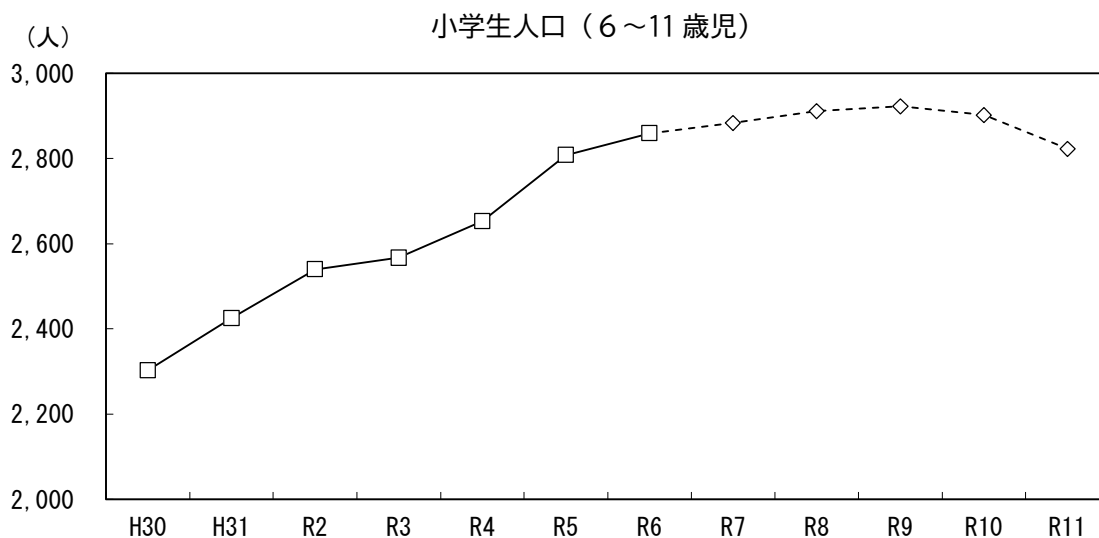
#### (4) 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児の小学生児童人口は増加で推移しており、令和 6 年の実績人口は 2,859 人となっています。

今後の推計においては、令和 9 年までは増加、その後減少と予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 2,884 人、中間年の令和 9 年は 2,923 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 2,823 人となり、令和 6 年実績より 36 人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	2,303	2,425	2,540	2,567	2,653	2,808	2,859
前年からの増加人数	—	122	115	27	86	155	51

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6 実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
6～11 歳児推計値	2,884	2,911	2,923	2,902	2,823	25	64	△36
前年からの増加人数	25	27	12	△21	△79	—	—	—



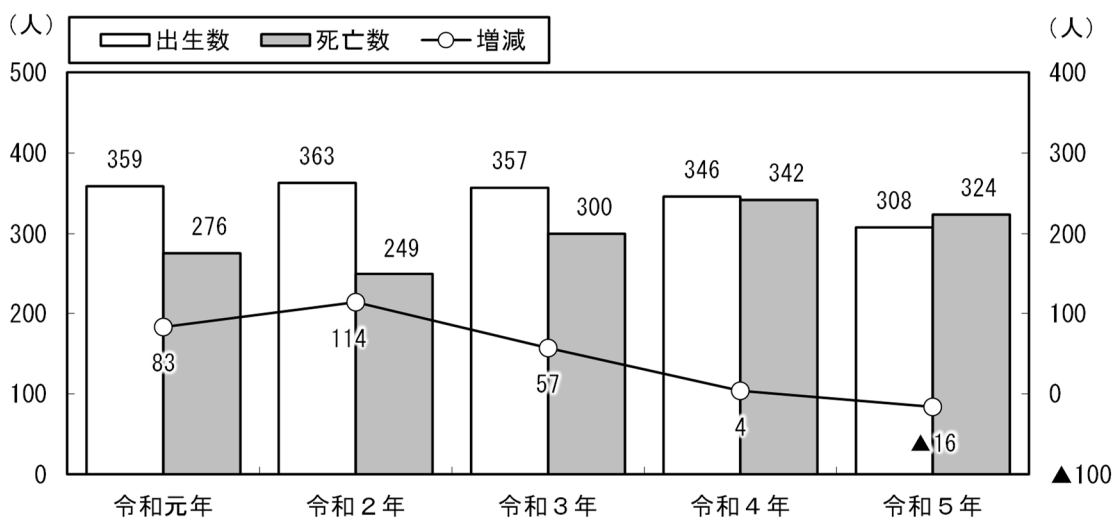
	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
6 歳児	410	447	430	419	464	519	471	471	439	435	443	435
7 歳児	419	406	453	429	428	480	520	480	480	448	444	452
8 歳児	411	424	417	460	431	441	480	526	486	486	454	450
9 歳児	397	409	430	421	469	443	450	490	537	496	496	464
10 歳児	329	401	408	426	432	481	448	460	500	548	506	506
11 歳児	337	338	402	412	429	444	490	457	469	510	559	516

## 2. 人口動態（自然動態と社会動態）

### (1) 自然動態

出生数は、令和3年以降減少で推移しており、令和元年が359人であるのに対し、令和5年は308人となり、51人減となっております。死亡数は、令和3年以降増加傾向で推移しており、令和元年が276人であるのに対し、令和5年は324人となり、48人増となっております。出生数と死亡数による自然動態は、令和4年までは出生数が死亡数を上回っているためプラス値となっておりますが、令和5年は死亡数が上回り16人マイナスとなっております。

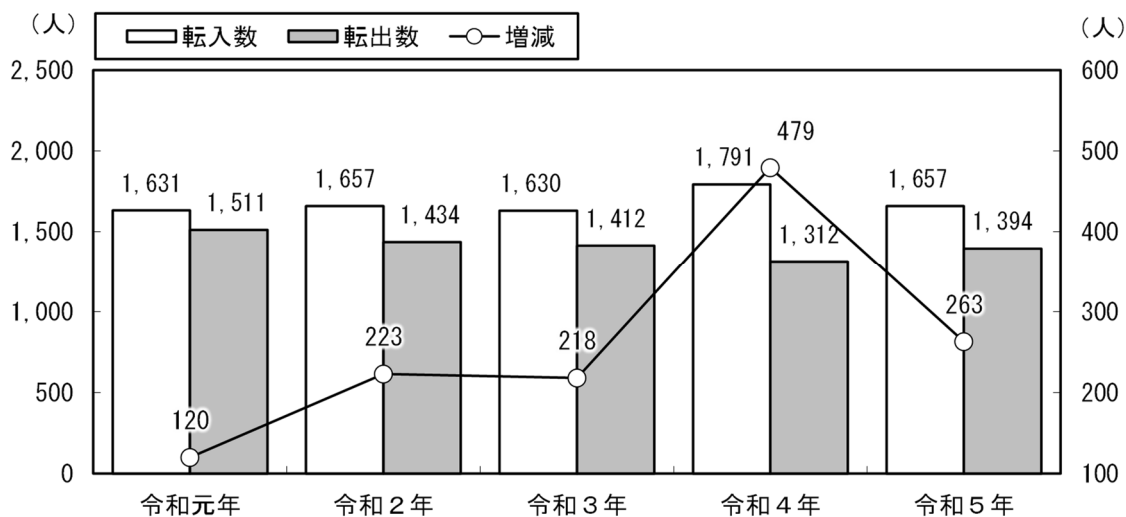
自然動態の推移



### (2) 社会動態

転入数は、増減を繰り返しており、令和元年が1,631人であるのに対し、令和5年は1,657人となり、26人増となっております。転出数も減少傾向で推移しており、令和元年が1,511人であるのに対し、令和5年は1,394人となり、117人減となっております。転入数と転出数による社会動態は、令和元年からすべての年で転入数が転出数を上回っており、令和5年では263人プラスとなっております。

社会動態の推移



### 3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

#### (1)教育・保育施設等の設置・定員数

##### ①教育・保育施設等の設置状況

町内の教育・保育施設等の設置数をみると、令和2年度の22園から令和6年度には23園に増えています。令和4年度は公立幼稚園が認定こども園に1園移行、令和5年度は3園移行しています。また、認可保育園は令和5年度に1園増加しています。

##### 教育・保育施設等の設置数推移

単位：園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	4	4	3	0	0
私立幼稚園	0	0	0	0	0
認可保育園	14	14	14	15	15
認定こども園	0	0	1	4	4
小規模保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	1	1	1	1	1
計	22	22	22	23	23

各年度4月1日現在

## ②教育・保育施設等の定員数の推移

町内の教育・保育施設等の定員数の推移をみると、1号認定は公立幼稚園の認定こども園移行により令和4・5年度から少なくなりますが、2号認定が増加、3号認定は令和5年度に認可保育園が増えて定員増となっています。

令和6年度では、1号認定は認定こども園の130人、2号認定は認可保育園や認定こども園、企業主導型地域枠の1,178人、3号認定は認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育、企業主導型地域枠の907人となっています。

(定員ベース)

単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	350			350	350			350	280			280
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育園		798	777	1,575		798	777	1,575		820	785	1,605
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	50	110	0	160
小規模保育			46	46			49	49			49	49
事業所内保育			7	7			7	7			7	7
企業主導型地域枠		0	0	0		0	0	0		18	18	36
計	350	798	830	1,978	350	798	833	1,981	330	948	859	2,137
1号、2・3号別計	350	1,628		1,978	350	1,631		1,981	330	1,807		2,137

(定員ベース)

単位：人

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	0			0	0			0
私立幼稚園	0			0	0			0
認可保育園		870	833	1,703		870	833	1,703
認定こども園	130	290	0	420	130	290	0	420
小規模保育			49	49			49	49
事業所内保育			7	7			7	7
企業主導型地域枠		18	18	36		18	18	36
計	130	1,178	907	2,215	130	1,178	907	2,215
1号、2・3号別計	130	2,085		2,215	130	2,085		2,215

各年度4月1日現在

※事業所内保育については、地域枠の定員のみ計上

## (2)幼稚園

### ①公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況をみると、令和4年度は認定こども園に1園移行し170人に減少、令和5年度ですべての幼稚園が認定こども園に移行し0人となっています。

#### 公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

(1号)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	—	—	—	—	0	0
4歳児	73	75	108	55	0	0
5歳児	183	155	159	115	0	0
計	256	230	267	170	0	0

各年度4月現在

### ①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況をみると、令和元年度は利用園児の67.2%が利用、令和4年度は81.2%が利用しており、令和5年度からはすべての幼稚園が認定こども園に移行し0となっています。

#### 公立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数(か所)	4	4	4	3	0	0
園児数(人)	256	230	267	170	0	0
預かり人数(人)	172	141	180	138	0	0
預かり利用割合(%)	67.2	61.3	67.4	81.2	0.0	0.0

各年度4月1日現在

#### 公立幼稚園別 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東風平幼稚園	60	60	60	0	0	0
白川幼稚園	45	30	60	72	0	0
具志頭幼稚園	38	25	30	29	0	0
新城幼稚園	29	26	30	37	0	0
総数	172	141	180	138	0	0

各年度4月1日現在

(3)保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、令和元年度から令和5年度まで増加していましたが、令和6年度は減少し、1,910人となっています。令和元年度から令和6年度では145人増加しています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	149	133	125	117	130	106
	1歳児	331	353	320	320	333	334
	2歳児	381	329	374	330	347	343
2号	3歳児	377	421	346	380	362	354
	4歳児	296	291	375	331	400	368
	5歳児	231	270	262	341	400	405
総数		1,765	1,797	1,802	1,819	1,972	1,910
0～2歳児(3号)		861	815	819	767	810	783
3～5歳児(2号)		904	982	983	1,052	1,162	1,127

各年4月1日現在

## ②利用人数の推移

保育施設等の4月の利用人数についてみると、令和元年度から令和5年度まで増加していましたが、令和6年度は減少し、1,860人となっています。また、10月では4月と比べ、育休・産休明けによる0歳児の利用が増加する傾向にあります。

### 町内保育所等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	146(0)	130(1)	125(4)	117(2)	118(0)	99(1)
1歳	301(3)	316(4)	291(3)	314(2)	308(1)	308(1)
2歳	337(2)	325(1)	336(5)	332(3)	333(0)	336(2)
3歳	345(1)	354(8)	326(2)	376(3)	348(3)	350(0)
4歳	294(3)	320(2)	354(10)	333(3)	389(3)	363(4)
5歳	234(4)	228(5)	259(6)	346(6)	395(7)	404(3)
計	1,657(13)	1,673(21)	1,691(30)	1,818(19)	1,891(14)	1,860(11)

各年4月1日現在（町外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

### 町内保育所等利用園児数推移（10月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	170(0)	172(5)	177(5)	186(3)	175(0)	172(1)
1歳	292(1)	328(8)	301(5)	316(2)	318(0)	317(1)
2歳	326(2)	329(2)	345(11)	333(3)	339(0)	340(3)
3歳	345(2)	372(13)	329(7)	376(4)	351(5)	357(0)
4歳	292(3)	320(1)	321(7)	333(4)	398(4)	369(4)
5歳	233(7)	225(4)	253(3)	351(7)	401(8)	407(3)
計	1,658(15)	1,746(33)	1,726(38)	1,895(23)	1,982(17)	1,962(12)

各年度10月1日現在（町外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

## ③保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の定員をみると、令和元年度は1,612人であるのに対し、令和6年度は2,002人と390人増加しています。利用児童数は令和元年度～4年度では定員数を上回っていますが、令和5・6年度は、定員数が上回っています。

### 保育施設等定員と利用児童数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	1,612	1,628	1,621	1,746	2,008	2,002
利用児童数	1,657(13)	1,673(21)	1,691(30)	1,818(19)	1,891(14)	1,860(11)

各年4月1日現在

#### ④認定こども園

令和6年4月現在、町内には認定こども園が4園あり、1号認定では令和4年度は1園で102人でしたが、その後3園増加し、令和6年度で234人が利用しています。

町外の認定こども園の利用人数は、令和3年度は23人ですが、令和6年では8人となっています。

町内認定こども園利用園児数推移（1号）（4月）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	0	0	30	48	53
4歳	0	0	26	70	72
5歳	0	0	46	114	109
計	0	0	102	232	234

各年度4月1日現在 町民のみ

認定こども園(町外)利用園児数推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	3号	0	2	0	0	0
1歳	3号	0	1	0	0	1
2歳	3号	0	3	0	0	0
3歳	1号	0	1	0	0	0
	2号	0	0	3	3	0
4歳	1号	0	6	0	0	2
	2号	0	4	1	3	2
5歳	1号	0	3	0	0	0
	2号	0	3	6	5	3
計		0	23	10	11	8

各年4月1日現在 ※町在住者

### ⑤待機児童数の推移

待機児童数は、令和元・2年度の100人前後から減少し、令和4年度は5人、令和5・6年度には1人となっています。また、10月時点では0歳児で待機児童が多くなる傾向にあります。0歳児は、産休・育休明けでの利用ニーズにより、年度途中での保育利用希望が増えます。

待機児童数（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	0	0	0	0	0	0
	1歳児	25	31	24	0	0	1
	2歳児	44	0	34	1	0	0
2号	3歳児	26	64	10	4	0	0
	4歳児	3	5	12	0	1	0
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		98	100	80	5	1	1
0～2歳児(3号)		69	31	58	1	0	1
3～5歳児(2号)		29	69	22	4	1	0

待機児童数（10月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	71	37	26	0	17	16
	1歳児	15	34	23	0	2	1
	2歳児	51	2	40	1	1	2
2号	3歳児	32	64	13	10	0	0
	4歳児	0	12	10	0	1	0
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		169	149	112	11	21	19
0～2歳児(3号)		137	73	89	1	20	19
3～5歳児(2号)		32	76	23	10	1	0

#### (4)地域子ども・子育て支援の状況

##### ①ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターの会員数についてみると、令和6年度ではおねがい会員が401人、サポート会員が41人、両方会員が9人であり、おねがい会員に比べて子どもを預かるサポート会員・両方会員が少ない状況となっています。

##### 会員数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員	388	412	393	420	423	401
サポート会員	78	87	97	90	55	41
両方会員	34	36	33	30	15	9

各年4月1日現在

##### ②放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについてみると、クラブ数は令和6年度で16カ所あり、700人が利用しています。学年別にみると1・2年生での利用が200人を超えて多くなっており、高学年になると利用は少なくなります。しかし、経年で見ると、高学年利用者でも利用者が増加傾向となっています。

##### 放課後児童クラブの推移

単位：カ所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	10	11	11	14	15	16
利用児童数	455	465	465	557	681	700
1年生	207	191	190	244	236	265
2年生	118	152	140	175	194	221
3年生	82	83	96	88	91	145
4年生	36	29	30	45	28	43
5年生	12	10	7	3	15	9
6年生	0	0	2	2	1	4

各年度5月現在

## (5)認可外保育施設

### ①認可外保育施設の推移

町内の認可外保育施設は令和6年度で4カ所となっており、町内からは34人が利用しています。

#### 施設数・利用園児数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	4	4	4	5	5	4
利用園児数(人)	51	61	65	101	67	73
町内在住児(人)	37	47	44	57	30	34

各年度4月現在

## (6)その他

### ①放課後子ども教室の推移

学校内の施設等を利用して、地域のボランティア等と連携しながら子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」については、町内では未実施となっています。

### ②児童館の推移

町内の児童館は2カ所あり、年間の利用者数は令和6年度で延べ4,060人となっています。

#### 児童館利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童館数	2	2	2	2	2	2
延べ利用児童数計	5,884	5,595	4,416	4,210	8,865	4,060
未就学児	504	329	431	298	1,062	268
1年生	1,016	1,084	1,043	702	1,391	369
2年生	910	982	651	747	1,785	661
3年生	1,060	1,210	510	724	1,508	781
4年生	785	769	835	345	953	589
5年生	395	282	419	656	1,013	430
6年生	280	186	100	290	707	553
中学生・高校生	934	753	427	448	446	409

## 4. ニーズ調査結果より傾向まとめ

### (1)調査の概要

#### ①調査の目的

令和6年度に策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

#### ②調査の対象者

町内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施した。

就学前児童保護者調査は一世帯に複数の調査票が配布されないように調整し無作為抽出、小学生保護者調査は学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するように調整を行った。

#### ③調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収(WEB回答を併用)  
小学生保護者調査(1年～6年生) …… 学校を通じての配布・回収(WEB回答を併用)

#### ④調査期間

令和6年6月～8月(就学前、小学生ともに6月26日～8月19日)

#### ⑤回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,000件	779件	39.0%
内WEB回答	—	186件	9.3%
小学生保護者調査	1,294件	705件	54.5%
内WEB回答	—	195件	9.8%

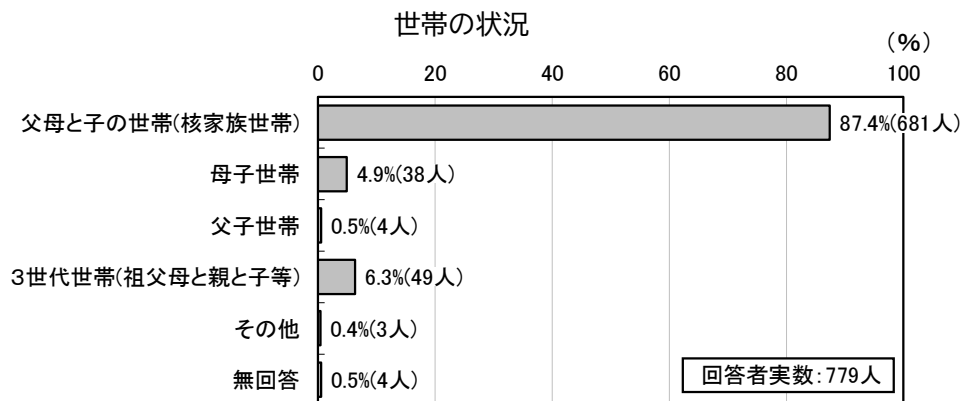
## (2)就学前児童調査の調査結果より

### (2)-1 子育て家庭の状況

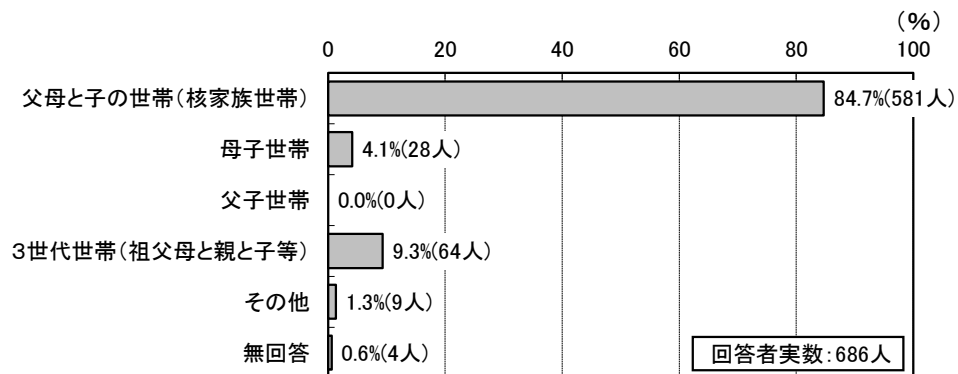
#### ①世帯の状況

「父母と子の世帯(核家族世帯)」が87.4%でほとんどを占めている。「3世代世帯(祖父母と親と子等)」が6.3%、「母子世帯」が4.9%となっている。

前回調査時と比べると、少しではあるが「父母と子の世帯(核家族世帯)」が増え、「3世代世帯(祖父母と親と子等)」が減っている。



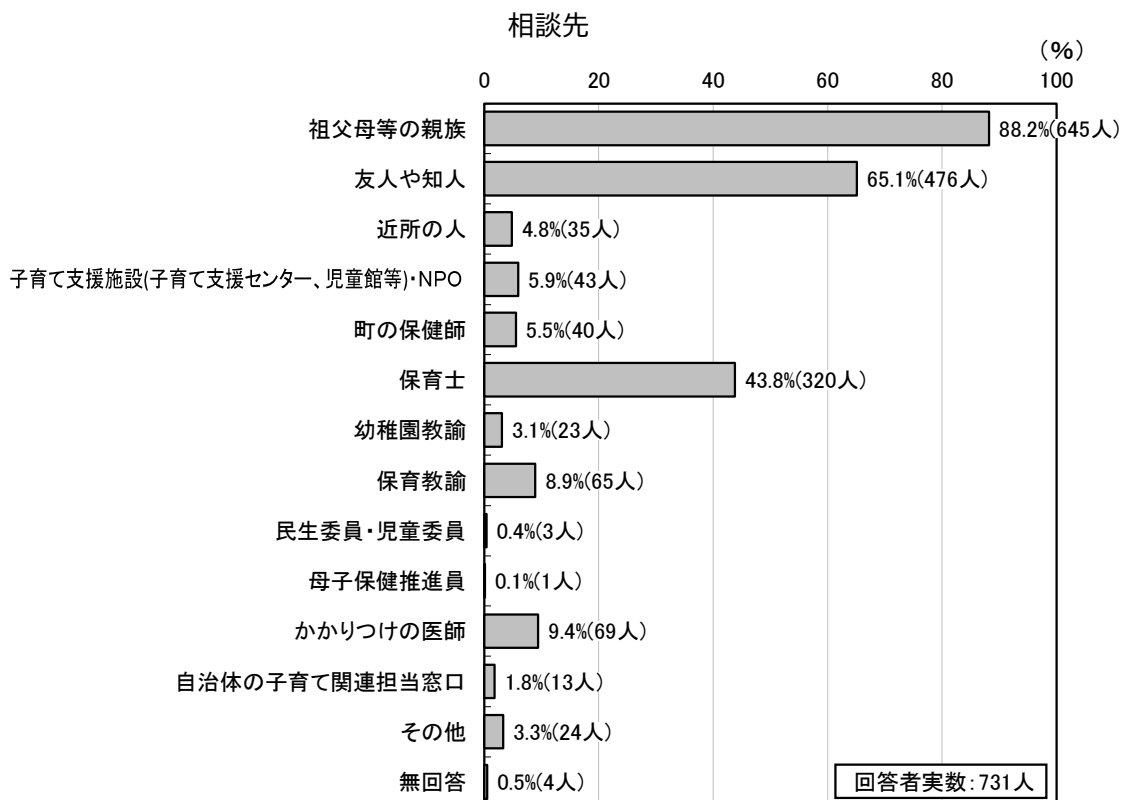
(前回)



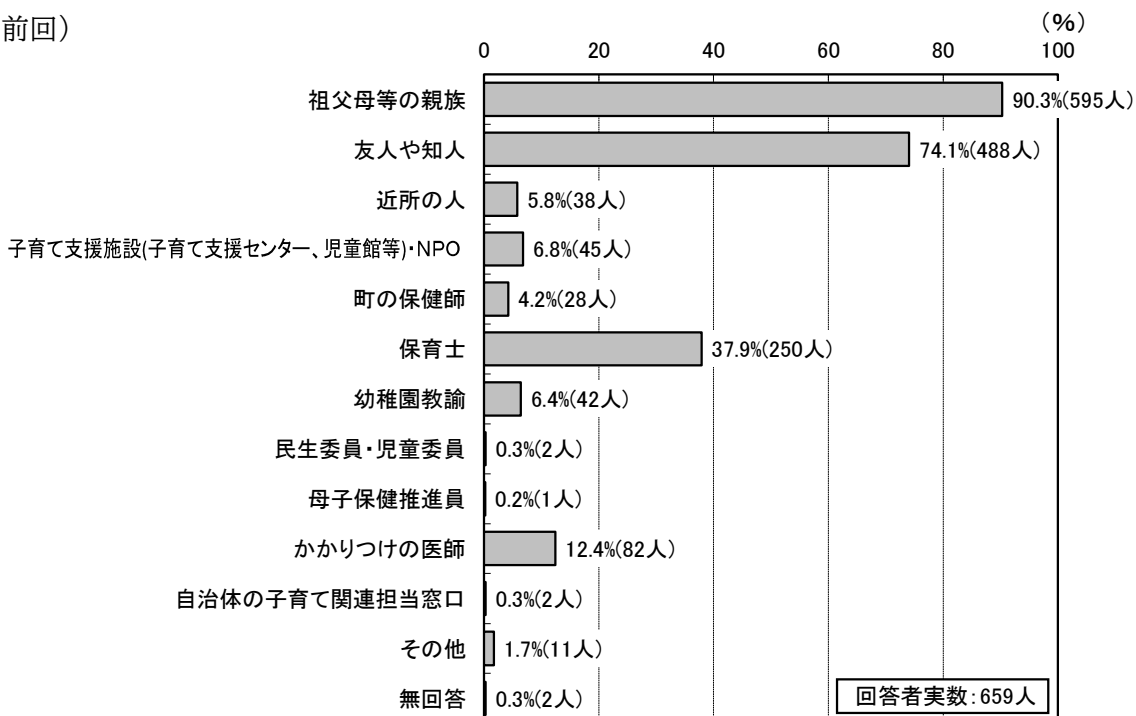
## ②相談先

相談先としては、身近な人への相談がとても高い。また、保育士への相談がやや高い傾向にある。専門的な相談先(「自治体の子育て関連担当窓口」など)の利用は低い。

なお、前回調査時と比べると、身近な人への相談は少なくなり、保育士は増えている。

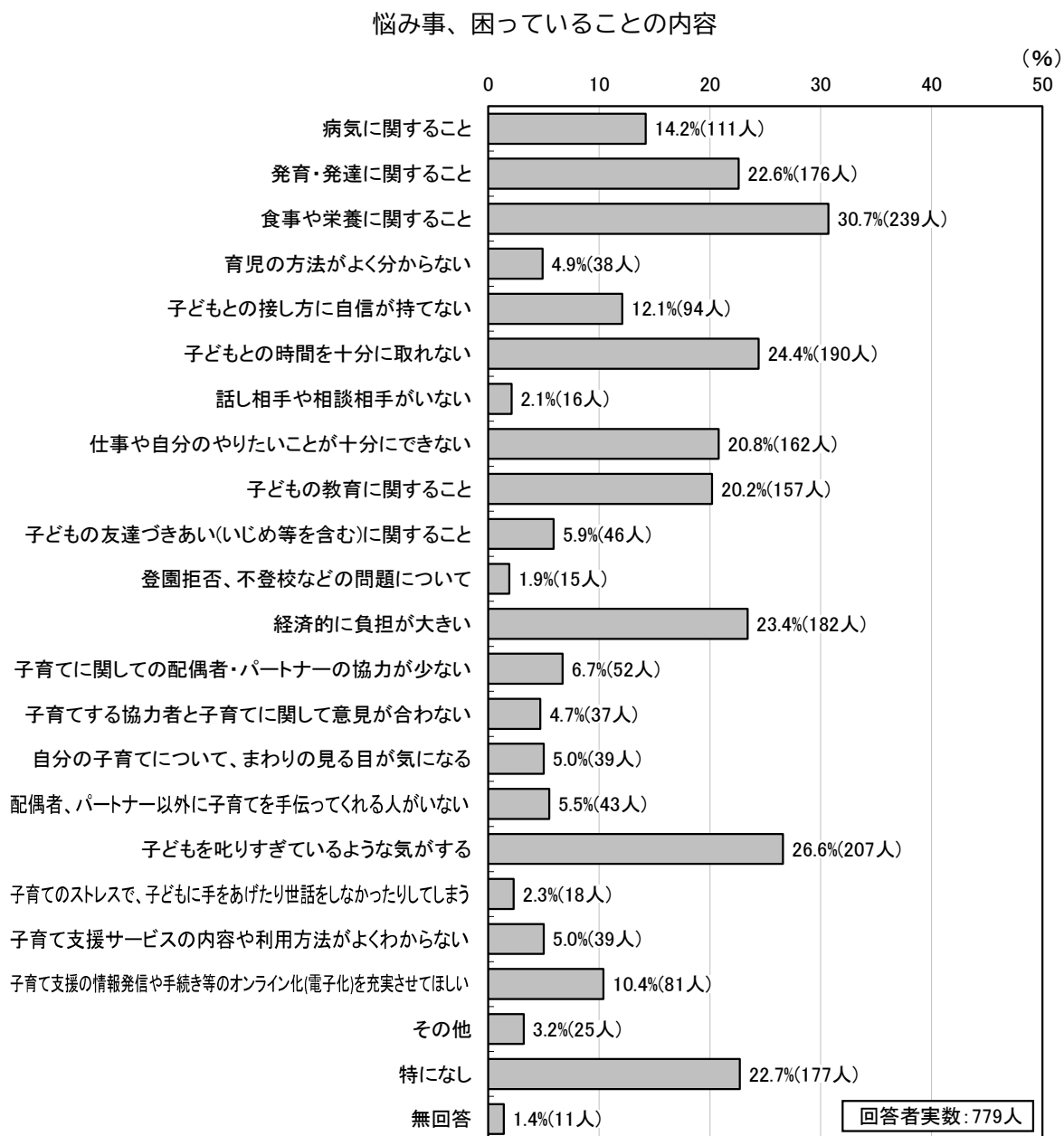


(前回)



### ③悩み事、困っていることの内容

「食事や栄養に関すること」、「発育・発達に関すること」といった、子どもの体のことについての悩み・困りごとや「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもとの時間を十分に取れない」、「経済的に負担が大きい」といった悩みも比較的高く見られる。



悩み事、困っていることの内容を教育・保育サービスの利用有無別にみると、「利用している」人では、「子どもを叱りすぎているような気がする」(28.4%)、「子どもとの時間を十分に取れない」(27.4%)、「経済的に負担が大きい」(24.3%)、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」(21.7%)、「子どもの教育に関すること」(20.8%)、「子どもとの接し方に自信が持てない」(13.1%)などで「利用していない」人より割合が高くなっている。

反対に、「利用していない」人では、「食事や栄養に関すること」(40.7%)、「発育・発達に関すること」(29.7%)、「病気に関すること」(18.7%)が「利用している」人よりも高い。

概ね、教育・保育サービス利用者では、子どもへの接し方での悩み、未利用者では子どもの体に関する悩みが多い傾向にある。

#### 教育・保育サービスの利用有無別 悩み事、困っていることの内容

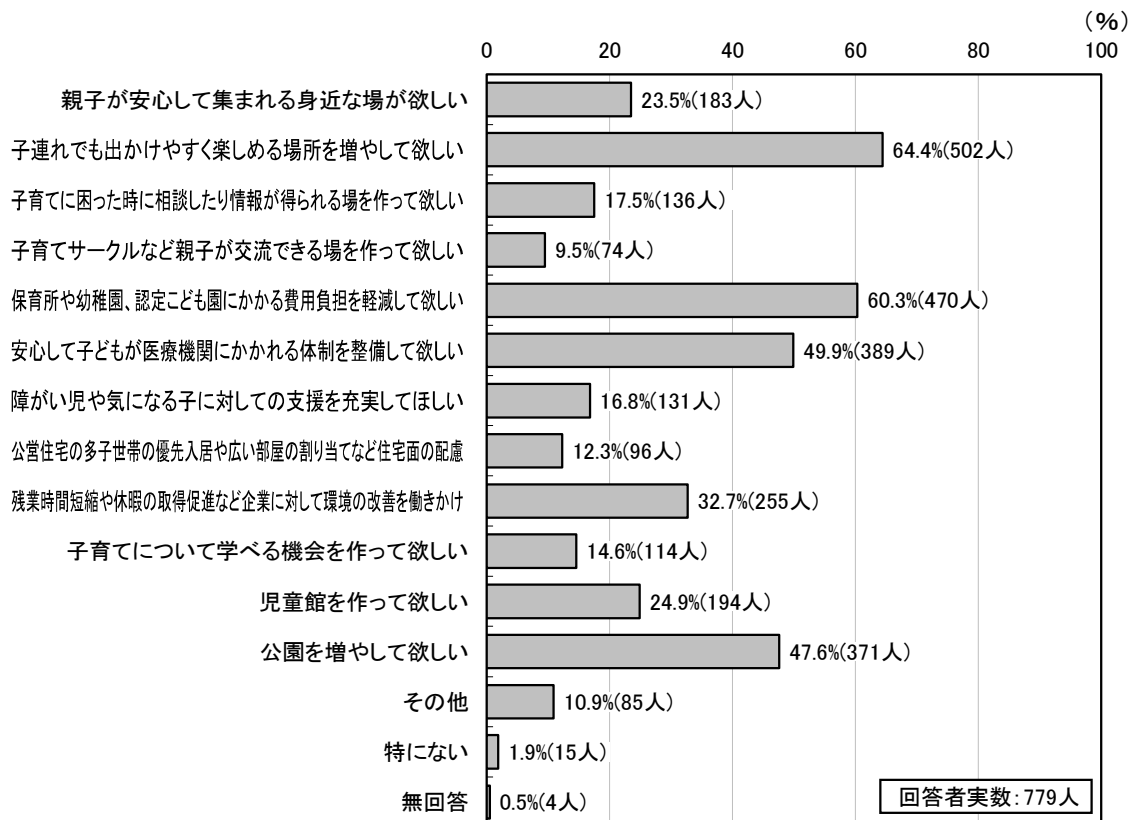
	回答者実数	病気に関すること	発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	育児の方法がよく分からない	子どもとの接し方に自信が持てない	子どもとの時間を十分に取れない	話し相手や相談相手がいない	仕事や自分のやりたいことが十分にできない	子どもの教育に関すること	子どもの友達つきあい(いじめ等を含む)に関すること	登園拒否、不登校などの問題について	経済的に負担が大きい
利用している	687人	13.7% (94人)	21.7% (149人)	29.4% (202人)	4.7% (32人)	13.1% (90人)	27.4% (188人)	2.2% (15人)	21.7% (149人)	20.8% (143人)	6.4% (44人)	2.0% (14人)	24.3% (167人)
利用していない	91人	18.7% (17人)	29.7% (27人)	40.7% (37人)	6.6% (6人)	4.4% (4人)	2.2% (2人)	1.1% (1人)	14.3% (13人)	15.4% (14人)	2.2% (2人)	1.1% (1人)	16.5% (15人)

	回答者実数	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない	子育てする協力者と子育てに関して意見が合わない	自分の子育てについて、まわりの見目が気になる	配偶者、パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	子どもを叱りすぎているような気がする	子育てのストレスで、子どもに手をあげたり世話をしなかつたりしてしまう	子育て支援サービスの内容や利用方法がよくわからない	子育て支援の情報発信や手続き等のオンライン化(電子化)を充実させてほしい	その他	特になし	無回答
利用している	687人	7.0% (48人)	5.2% (36人)	5.2% (36人)	5.1% (35人)	28.4% (195人)	2.3% (16人)	5.2% (36人)	10.0% (69人)	2.9% (20人)	22.7% (156人)	1.0% (7人)
利用していない	91人	4.4% (4人)	1.1% (1人)	3.3% (3人)	8.8% (8人)	13.2% (12人)	2.2% (2人)	3.3% (3人)	13.2% (12人)	5.5% (5人)	23.1% (21人)	3.3% (3人)

#### ④充実してほしい子育て支援の内容

行政に望む子育て支援の内容については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が64.4%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が60.3%と2つが6割を超えている。また、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」と「公園を増やして欲しい」も4割を超えて高い。

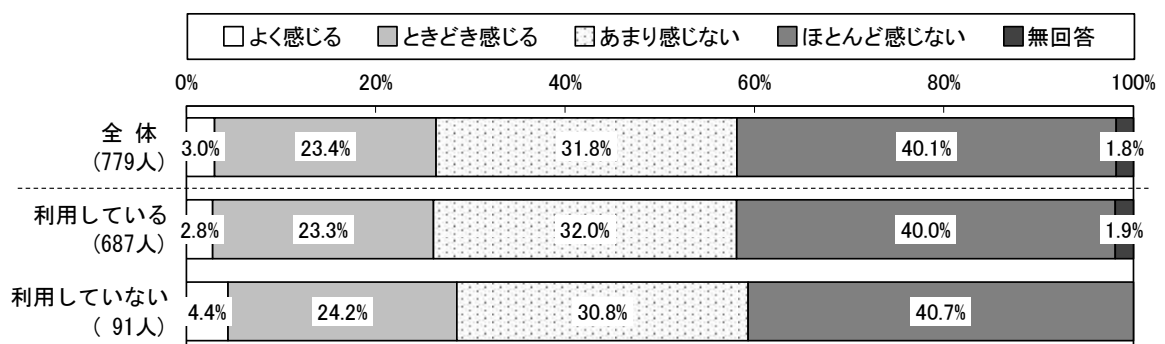
充実してほしい子育て支援の内容



#### ⑤孤独を感じる時

子育てをされていて孤独を感じるかについては、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた“孤独感あり”の割合は26.4%となっている。また、教育・保育サービスの利用有無別にみると、「利用している」では“孤独感あり”は26.1%、「利用していない」では28.6%を占める。

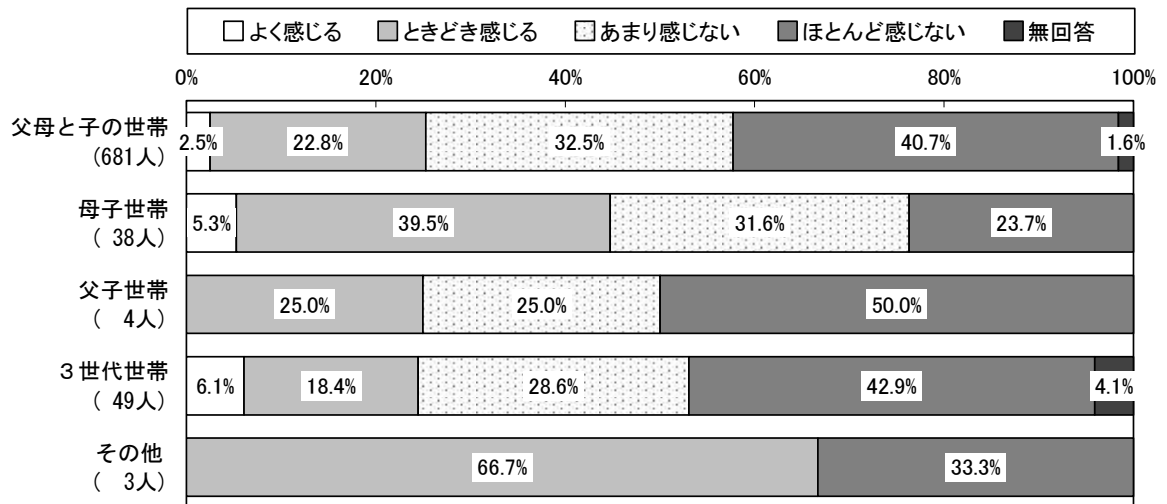
全体・教育・保育サービスの利用有無別 孤独を感じる時



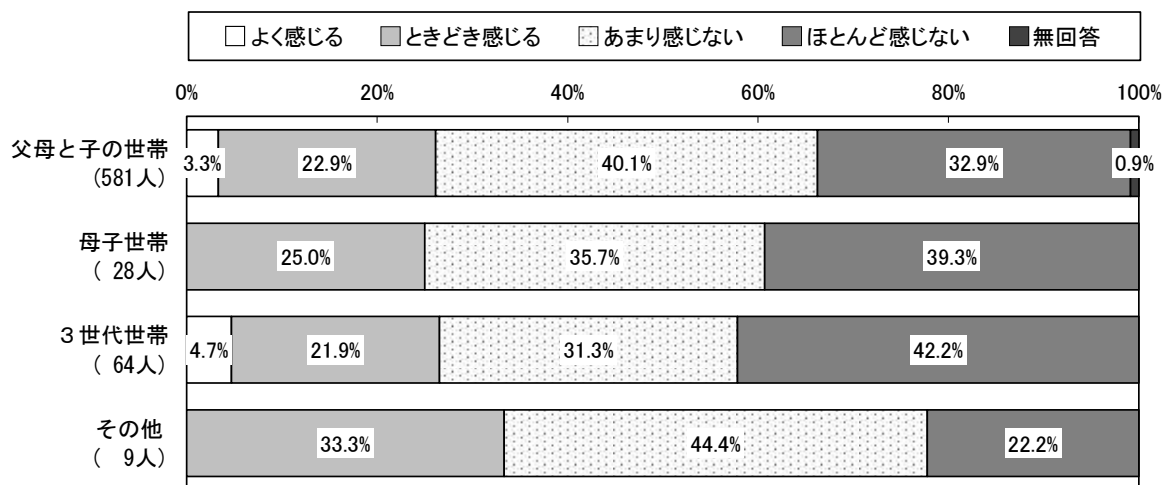
世帯構成別でみると、母子世帯の“孤独感あり”は44.8%と他の世帯より高くなっている。(その他は対象者数が少ないため分析より割愛)

前回調査時と比べると、母子世帯の“孤独感あり”は大幅に増えている。(前回調査では25.0%)

世帯構成別 孤独を感じる時



(前回)



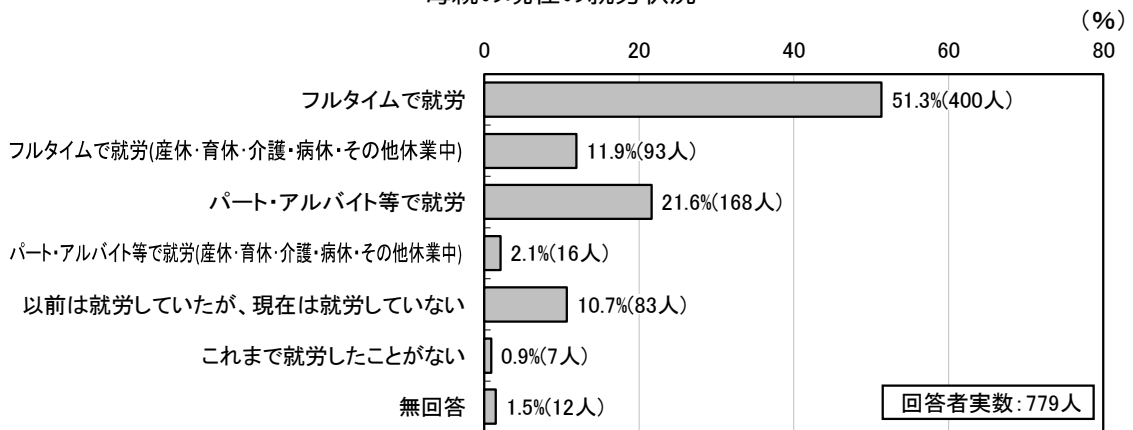
## (2)-2 母親の就労状況

### ①母親の現在の就労状況

就労している母親は、就学前児童保護者で 86.9%となっている。フルタイムでの勤務は 63.2% (51.3%+11.9%)、パート・アルバイト等での勤務は 23.7% (21.6%+2.1%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本町の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 11.6% (10.7%+0.9%)であった。

前回調査時よりも、働く母親の割合が上昇している。

母親の現在の就労状況



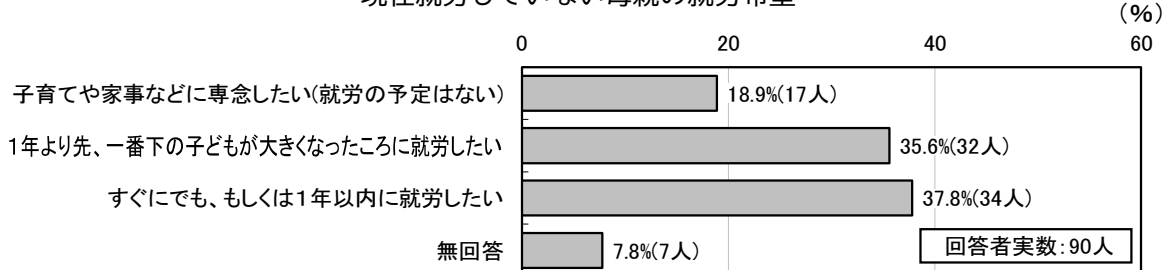
(前回)

就労している母親は、就学前児童保護者で 83.7%となっている。フルタイムでの勤務は 60.2% (43.4%+16.8%)、パート・アルバイト等での勤務は 23.5% (18.2%+5.3%)である。なお、就労していない母親は 16.1% (15.2%+0.9%)であった。

### ②現在就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考えている割合は、37.8%となっている。「1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」は 35.6%であり、これらを合わせると 73.4%が就労を希望している。

現在就労していない母親の就労希望

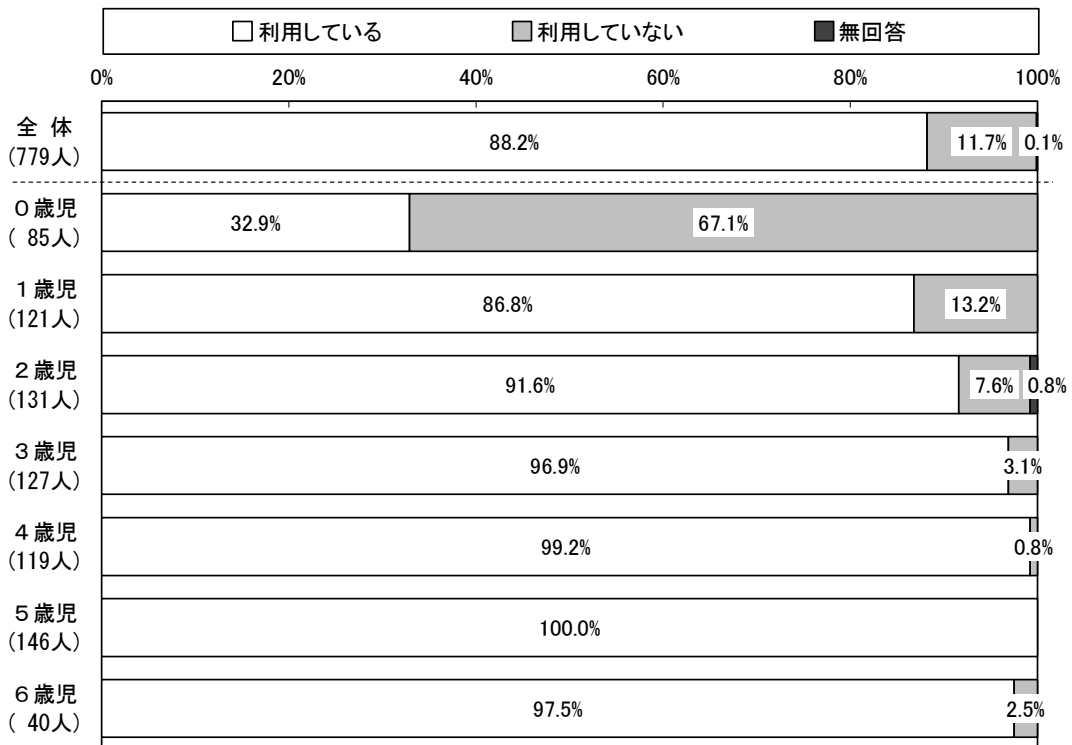


(2)-3 教育・保育サービスの利用について

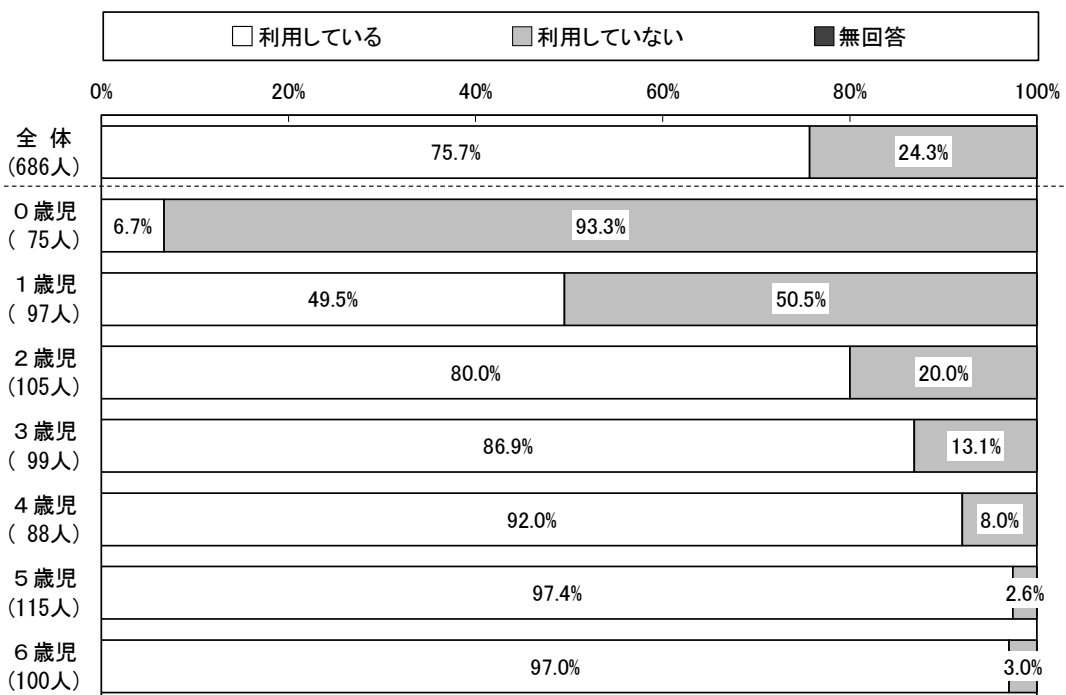
①教育・保育のサービスの利用の有無

教育・保育サービス利用有無をみると、すべての年齢で利用率が上昇している。前回調査時は、1歳児は5割程度だったが、今回調査では8割を超えている。

全体・子どもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



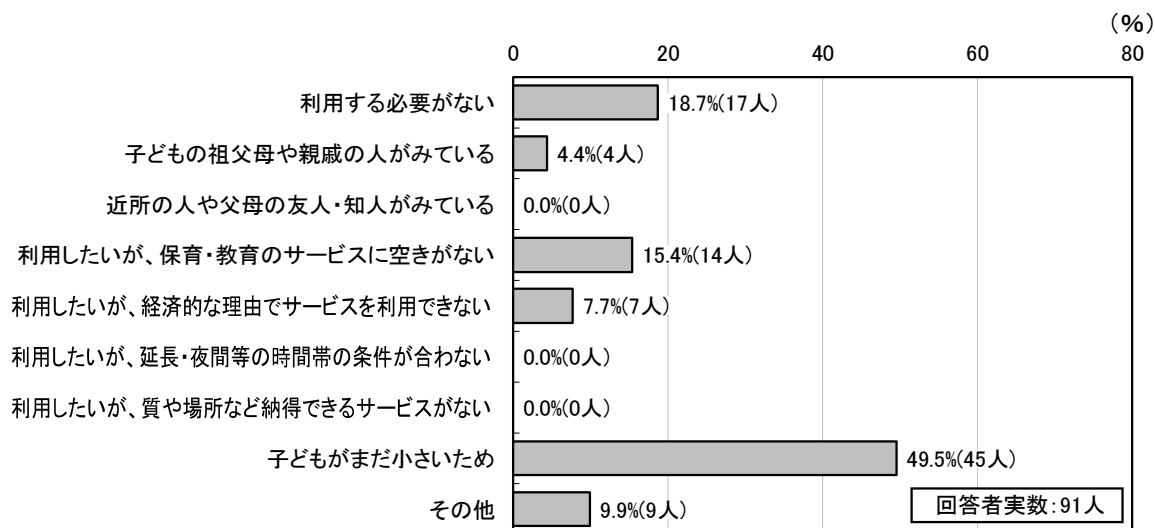
(前回)



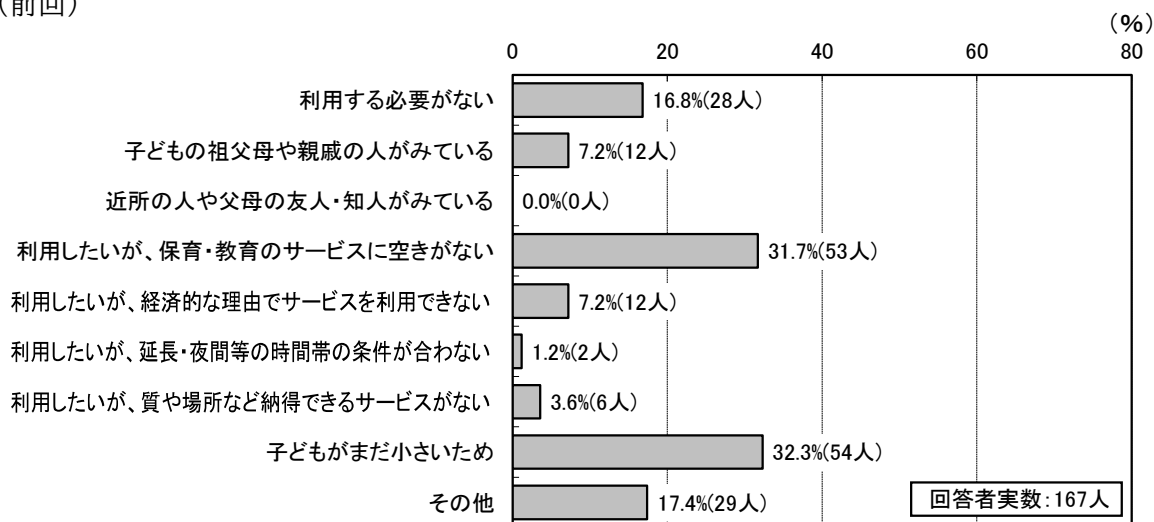
## ②教育・保育サービスを利用していない理由

教育・保育サービスを利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」という回答が49.5%で最も高く、「利用したいが、保育・教育のサービスに空きがない」という回答は15.4%となっている。前回調査時には、「空きがない」という回答が31.7%あり、今回調査では大幅に減少している。空きがないという回答は、1～3歳の低年齢児で多い。

教育・保育サービスを利用していない理由

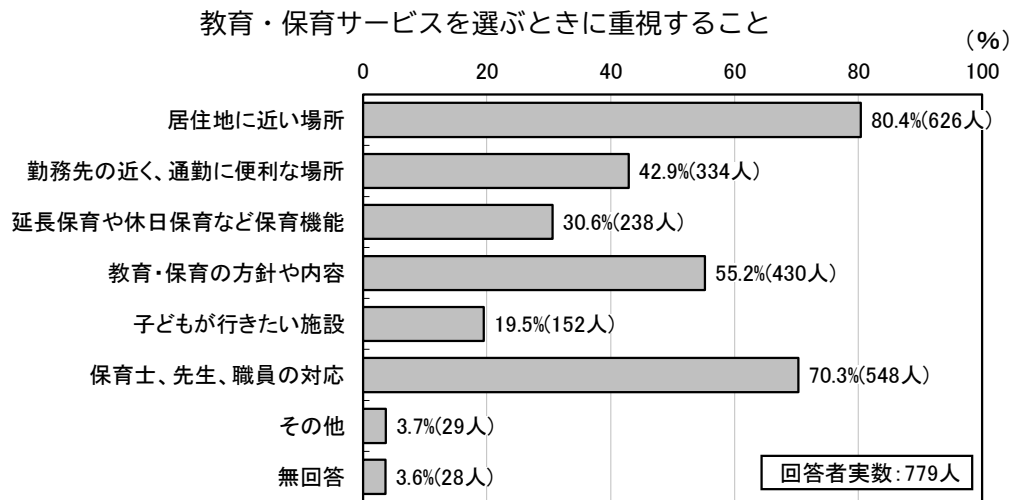


(前回)



### ③教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

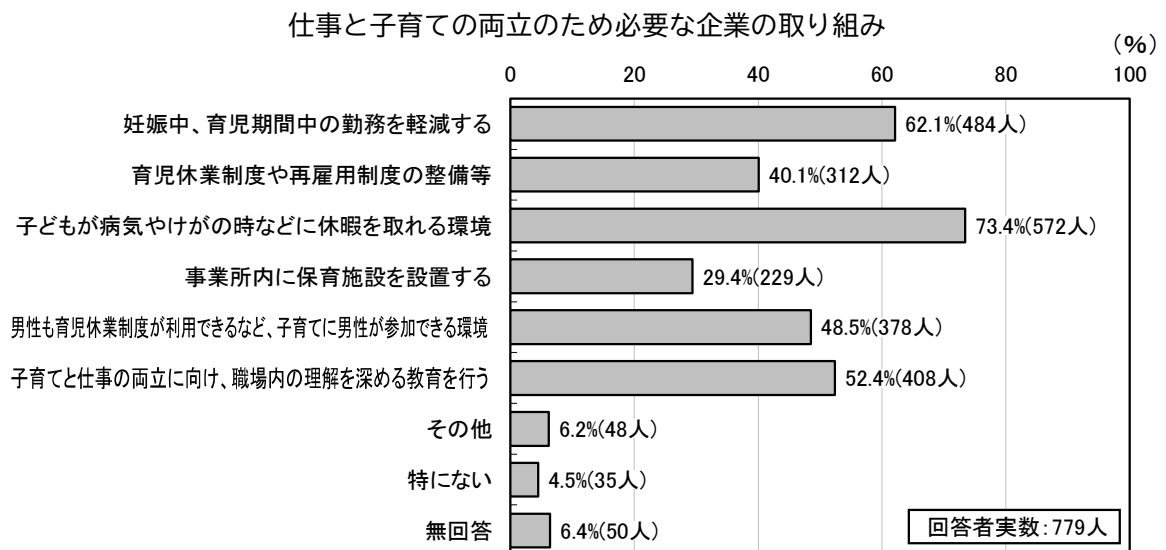
教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が高く 80.4%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が 70.3%、「教育・保育の方針や内容」が 55.2%を占めており、教育・保育の質にも関心が高いことがわかる。



## (2)-4 子育てと仕事の両立について

### ①仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みについては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が 73.4%で最も高く、「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(フレックスタイム、短時間労働制度等)が 62.1%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」が 52.4%と高くなっている。

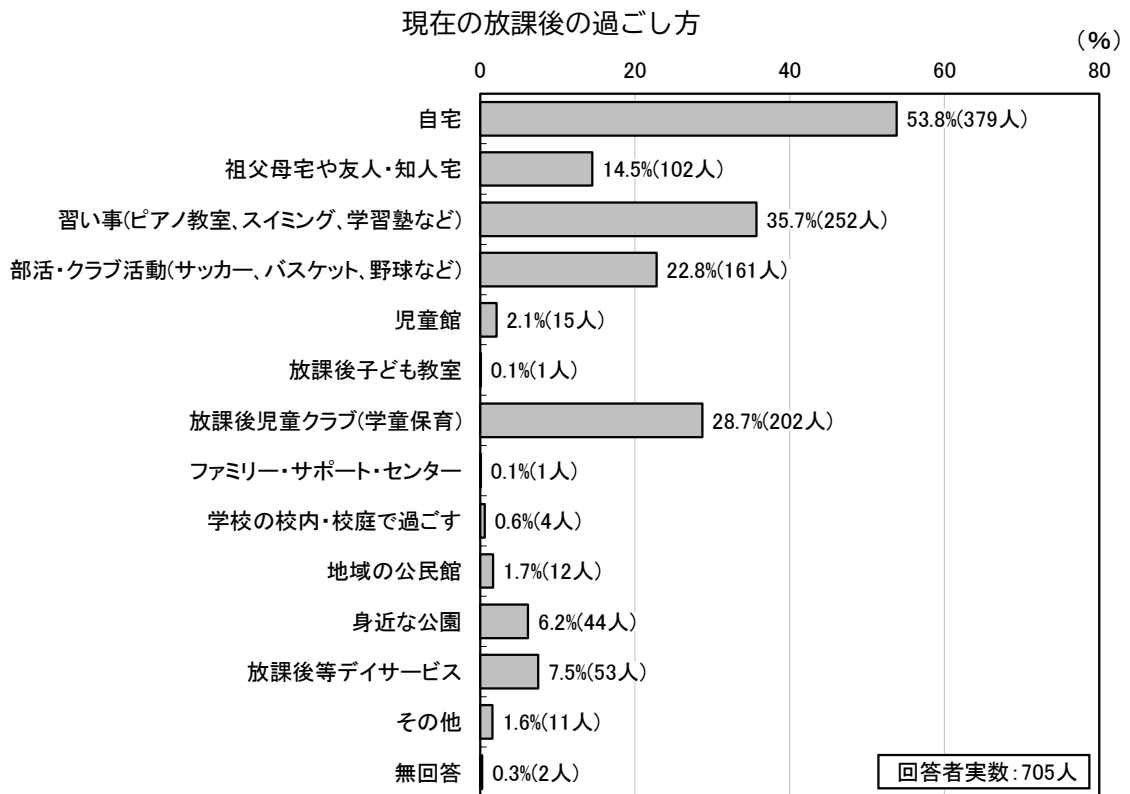


### (3)小学生保護者調査の調査結果より

#### (3)-1 放課後の過ごし方について

##### ①現在の放課後の過ごし方

放課後は「自宅」で過ごすという回答が最も高いほか、「習い事」、「放課後児童クラブ」、「部活・クラブ活動」という回答が高い。

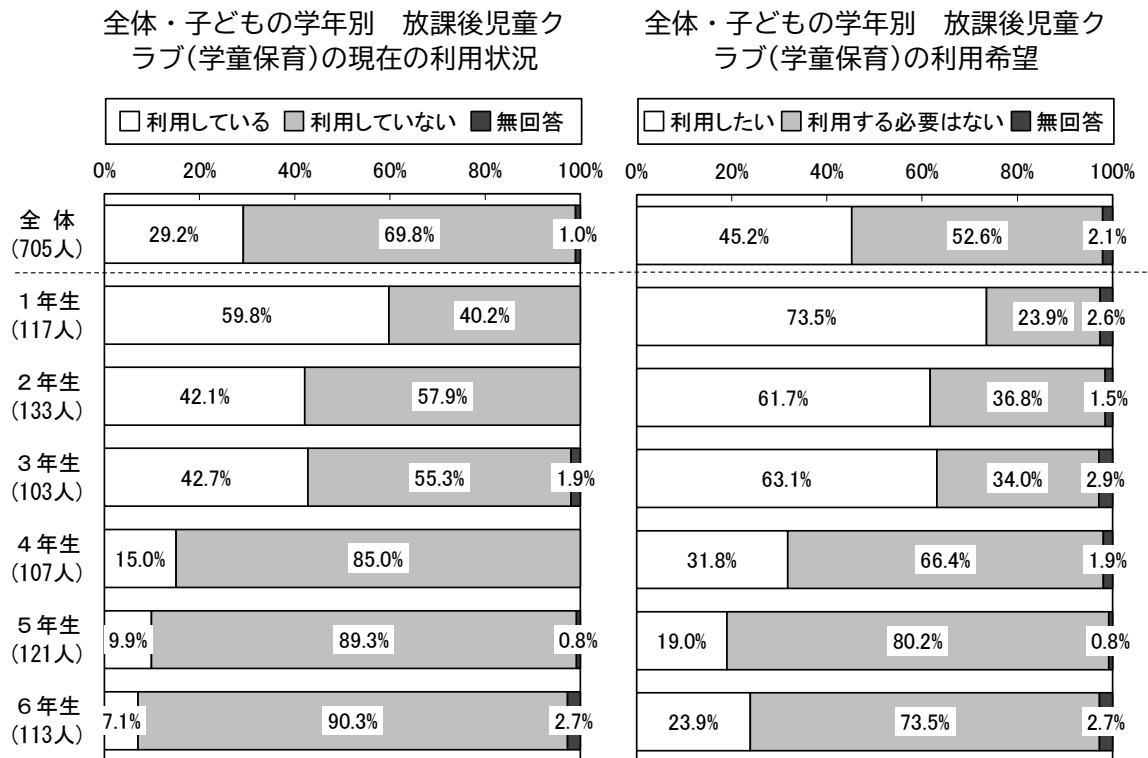


(3)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

①放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

放課後児童クラブの利用は約3割、利用希望は4割半ばとなっている。

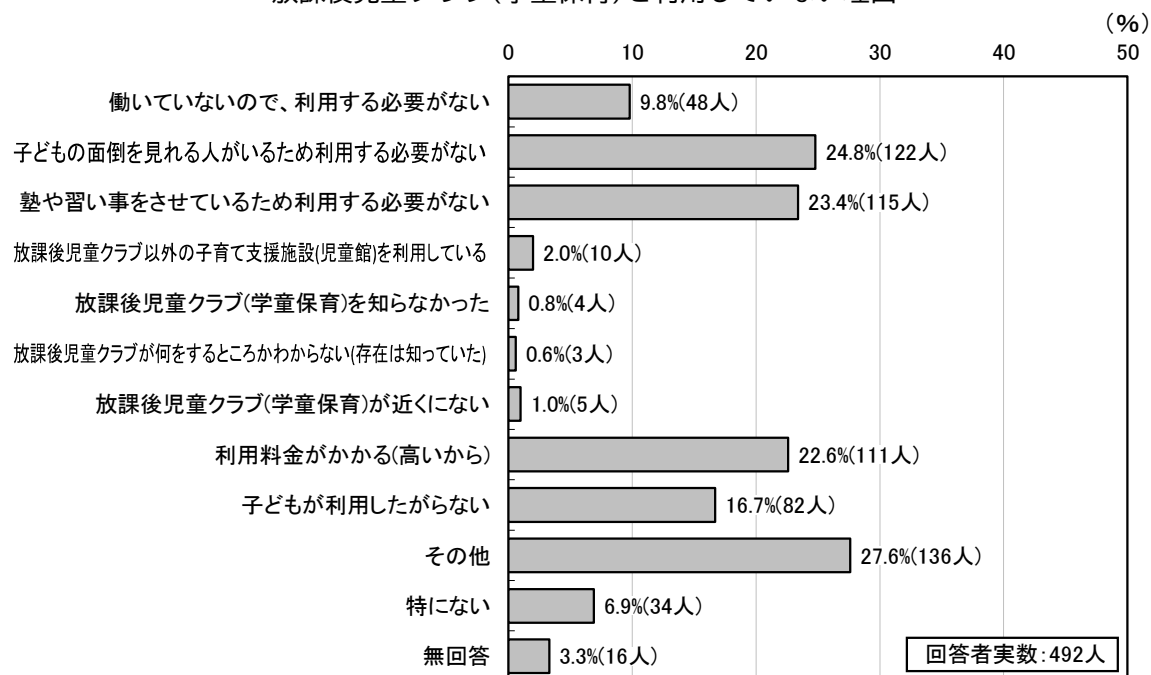
放課後児童クラブの利用希望を学年別にみると、すべての学年で利用割合を上回り、1年生では7割を占め、2・3年生では6割を占めている。4年生以上でも利用したいという声があり、4年生で3割、5・6年生では2割前後となっている。



## ②放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない具体的な理由では、「子どもの面倒を見れる人がいるため利用する必要がない」が24.8%と高く、次いで「塾や習い事をさせているため利用する必要がない」が23.4%、「利用料金がかかる(高いから)」が22.6%となっている。

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由



## 第3章 第2期計画の実施状況

### (点検1) 目標1. 地域における子育て支援の充実

#### (1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

##### ① 低年齢児保育の拡充

###### 児童家庭課

- ・ 地域型保育事業の認可、保育園の増設、新設、により低年齢児の受け皿を拡充。
  - ・ 平成31年度4月当初0～2歳児の待機児童数69名から令和6年4月当初の0～2歳児の待機は1名と減少。
  - 4月当初の待機児童数は減少したが、年度途中の入所希望者のニーズに答えられず年度途中には待機児童が増加する。
  - ◎ 保育士不足を理由に、障害児の受け入れができない、定員通りに受け入れができていない施設があるため保育士の確保への協力を努める。
- 【達成度】 A(81～100%)

##### ② 保育所における5歳児保育の実施継続

###### 児童家庭課

- ・ 令和6年4月1日の時点で全園にて5歳児保育を実施。
  - ◎ 今後も継続して5歳児保育を続けてもらう。
- 【達成度】 A(81～100%)

##### ③ 公立幼稚園の複数年保育の実施

###### 学校教育課

- ・ 4公立幼稚園での3歳児受入れは行えなかったが、幼稚園から認定こども園への移行時に3歳児受入れを開始している。(令和4年度、5年度に実施)
  - ・ 3歳児から受け入れを開始することで、保育機能の強化が図られ、課題となっていた待機児童問題解消の一つの施策となった。
  - ◎ 認定こども園での3歳児からの受け入れ体制を継続していく。
- 【達成度】 A(81～100%)

#### ④公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実

##### 学校教育課

- ・ 共働き家庭にとって利用しやすいよう幼稚園型の一時的預かり(預かり保育)体制を構築してきた。公立幼稚園のこども園化に伴い、一時的預かり(預かり保育)が必要な共働き家庭は、1号申請ではなく、2号申請を行うこととなっている。
  - ◎ 預かり保育としての利用はなくなったため、認定こども園における1号認定の一時的預かり事業として実施していく。
- 【達成度】 A(81~100%)

#### (2)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

##### ①認定こども園の設置数や普及に関する考え方

##### 児童家庭課

- ・ 公立幼稚園4園について、令和4年度に1園、令和5年度に3園を幼保連携型認定こども園へ移行した。
  - 社会福祉法人等の民間活力を取り入れながら公私一体となった認定こども園の推進を図るため、公立型を1園、公私連携型(民営)3園で実施。
  - ・ 3歳児クラスの受け入れを可能としたことで、受け皿確保ができ、待機児童の減少に繋がった。
  - ◎ 認定こども園としての運営を継続していく。
- 【達成度】 A(81~100%)

##### ②教育・保育の質の確保

##### 児童家庭課

- ・ 保育士等が参加する保育の質の向上のための研修、保育士等キャリアアップ研修等の研修費用の助成を補助事業により実施した。
  - ◎ 幼児期の教育・保育の質の確保、向上にむけて、今後も取組の充実を図っていく。
- 【達成度】 B(61~80%)

##### ③保幼小連携の推進

##### ③-1 保幼小連携の充実

##### 学校教育課

- ・ 保育園、こども園、小学校が公開保育、公開授業を実施。参観後、協議会を持ち、子どもの姿を通して対話で共有している。

- ・「年齢別研修会」を開催することで、0歳からの育ちを積み重ねることで、保こ小連携への意識が高まった。
  - ・「アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム解説」「八重瀬版架け橋プログラム解説」と「事例集」をつくり共有している。
  - ・5歳児だけでなく、0歳からの発達を理解することで、連続性のある保育実践の意識がもてた。
- ◎ 特別な配慮を必要とする子への幼児教育から小学校教育の接続には、児童家庭課(心理士)が配置されているので、学校教育課(特別支援専門)の配置も必要である。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ③-2 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続

#### 学校教育課

- ・スタートカリキュラム等の取組を実施している。
  - ・保護者との連携「もうすぐ1年生」リーフレットを作成、配布。
  - ・八重瀬版「架け橋カリキュラム」は、モデル版(検討委員会作成)を参考に、合同研修会で、校区ごとに検討し見直しを行った。
  - ・合同研修会では、遊びから学びへの連続性を話し合ってきた。共通の視点で、具体的な子どもの姿を語り合うようになってきている。
- 「つなぐ」ということを、小学校の準備期間として捉えるという「ずれ」がでてきている。
- ◎ 子どもの「おもしろい」「やりたい」「なぜ」の保育を実践。
- ◎ 小学校学習指導要領と要領・指針のつながりの理解
- ◎ ひとつの単元を保育者と小学校教員で、協同で授業をつくる。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ③-3 0~2歳、3~5歳の取り組み連携

#### 児童家庭課

- ・全地域型保育事業所と全認定こども園にて協定を結び、連携施設となって希望者は全員、地域型保育事業所から3歳児になる際に認定こども園へ入園することが可能となった。
  - ・2歳児が地域型保育事業所と認定こども園で合同保育を行うことで、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できている。
- 住所地の小学校区で分けて、各認定こども園へ優先して入園の案内をしているが、東風平小学校校区の利用者が多く、東風平小学校校区の児童をこちんだこども園だけで受け入れできない可能性がある。
- ◎ 単に住所だけをみて入園するこども園へ案内をせず、校区外のこども園利用の希望があるか等の聞き取りをし、必要に応じて校区外のこども園へ入園の案内をする。
- 【達成度】 A(81~100%)

#### ④ 幼児教育アドバイザーの配置

##### 学校教育課

- ・ 幼児教育アドバイザーは配置されていない。
- アドバイザーの未配置が課題。
- ◎ て校区外のこども園へ入園の案内をする。  
【達成度】 E (0~20%)

#### ⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮

##### 児童家庭課

- ・ 外国籍等の子どもの入園実績事例がない。
- ◎ 今後、事例があった場合に必要に応じて対応する。  
【達成度】 -

### (3) 子どもの居場所づくり

#### ① 新・放課後子ども総合プランの推進(放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室)

##### 児童家庭課

- ・ 放課後健全育成事業所(放課後児童クラブ)について、計画の見込み数を整備した。
- ・ 公的施設(あらゆる児童クラブ)の整備を行った。
- ・ 放課後児童クラブの質の維持及び向上にむけ、さまざまな研修会を実施している。
- 放課後児童クラブにおいて、待機児童が毎年出ている。放課後の居場所を放課後児童クラブのみではなく、児童館や放課後子ども教室など、その他の居場所も必要である。
- ◎ ニーズ調査に基づき、施設整備やクラブの質の確保を推進する。  
【達成度】 A (81~100%)

#### ② 地域における居場所の確保、充実

##### ②-1 児童館の充実

##### 児童家庭課

- ・ 現在は2か所の児童館で保育士・児童厚生員2級有資格者を各1名ずつ配置、児童館は常に2名体制で運営している。
- ・ 毎月、エコクラフトやトランポリンデーなど様々なイベントを実施。また、施設の安全点検や防災訓練を実施。
- ・ 育児におけるメンタル的な負担軽減を目的とし未就学児を対象とした親子で利用できる「ひよこクラブ」を実施。

- 不登校・子どもの貧困の関係等も含めて、居場所づくりのために児童館は必要である。建物の老朽化、暑さ対策、補助人員の配置が課題である。
  - 子どもたちの居場所として児童館を継続していけるように、施設環境及び児童厚生員の確保など、今後の児童館の在り方について検討する必要がある。
  - ◎ 建物の老朽化問題をはじめ、暑さ対策等の施設環境整備について熟慮していきたい。
    - ・ 児童館の人材配置について、増員、補助人員確保等を検討する。
- 【達成度】 B(61~80%)

## ②-2 遊び場における遊具の充実

### 都市整備課、児童家庭課

- ・ 子どもの居場所づくりを図るために、都市公園内への遊具の設置を行っている。
  - ・ 都市公園における遊具設置は、完了している。
  - ・ 東風平運動公園については、令和4年度に遊具の経年劣化が顕著にみられ、器具の更新を行った。
  - 不登校・子どもの貧困の関係等も含めて、居場所づくりのために児童館は必要である。建物の老朽化、暑さ対策、補助人員の配置が課題である。
  - 子どもたちの居場所として児童館を継続していけるように、施設環境及び児童厚生員の確保など、今後の児童館の在り方について検討する必要がある。
  - 公園内の環境を維持していくためには、定期的な見回り、清掃、修繕が必要である。
  - ◎ 公園の管理に努める。
- 【達成度】 A(81~100%)

## (4)人材確保の推進

### ①保育士の確保

#### 児童家庭課

- ・ 保育士試験対策講座や保育士合同就職説明会を開催した。また、保育士等の離職防止のため、保育補助者雇上強化事業等の保育対策総合支援事業の実施や、保育士確保対策強化事業等の補助事業を活用し、保育士等の業務の補助や、保育士等の負担軽減に努めた。
  - ◎ 今後も、継続して保育士確保策を推進する。
- 【達成度】 B(61~80%)

## ② 幼稚園教諭の確保

### 学校教育課

- ・ 4 公立幼稚園から認定こども園へ移行したことで、公立の幼稚園教諭は認定こども園の保育教諭となった。
- ◎ 本施策は幼稚園教諭の確保から、保育教諭の確保として **かけていく**。
- 【達成度】 -

## ③ 放課後の居場所における人材確保

### 児童家庭課

- ・ 関係機関と連携し、放課後児童支援員の資質向上を図る研修を実施。
- 支援員確保が難しい。
- ◎ 支援員確保に向け、クラブと意見交換の場を設け行政としてできる支援を実施。
- 【達成度】 A (81~100%)

## ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

### 児童家庭課

- ・ 子育てサポート会員養成講座やスキルアップ講座等を行いサポーターの確保・資質向上を図っている。
- サポート会員の確保、休暇会員の掘り起こしが課題である。
- ◎ ホームページや SNS を活用し、周知を行う。活動していないサポート会員に、積極的なアプローチを行う。
- 【達成度】 B (61~80%)

## (5) 他機関との交流による子育て支援

### ① 地域での子育てネットワークの構築

#### 児童家庭課

- ・ 子育てネットワークは整備されていない。
- ◎ ネットワークの必要性等確認しながら、次期計画へ掲げていく。
- 【達成度】 E (0~20%)

## ②地域子育て支援センターの充実

### 児童家庭課

- ・ 町の子育て支援センター「ぴっぴ」において、相談や交流機会の提供を行い、子育て支援している。
  - 不安解消を図るための「ゆんたく会」について、慣らし保育中の時間を利用、またはお母さんの休日に近況報告もかねて設けるが、お母さん方の仕事復帰後はなかなか開催できていない。
  - ◎ 敷居を低く、皆さんが利用しやすい安心できる居場所であるように進めていく。
- 【達成度】 B(61~80%)

## (6)相談、情報提供の充実

### ①相談機能の充実

#### ①-1 相談体制の強化

### 児童家庭課

- ・ 母子健康包括支援センターや家庭児童相談室での相談を実施している。
  - ・ 子育て支援センターぴっぴや児童家庭課と定例の情報共有会議を実施し、支援方針の共有を行っている。
  - ・ 町内保育園と双方で情報共有や相談できる体制づくりを構築した。
- ◎ 相談体制、連携体制の充実を図る。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### ①-2 利用者支援事業の実施

### 児童家庭課

- ・ 子育て世帯に対し、地域子育て支援事業等に関する情報提供や相談・助言等を実施している。
  - 利用者支援事業への認知度が低い。
- ◎ 乳児検診等へ出向き、利用者支援事業の認知度を上げる。
- 【達成度】 A(81~100%)

#### ①-3 各相談機関の連携強化

### 児童家庭課

- ・ 子育て支援センターぴっぴや児童家庭課、保健センター定例の情報共有会議を実施し、支援方針の共有を行っている。
- ◎ 今後も連携強化を図る。
- 【達成度】 B(61~80%)

## ②情報提供の充実

### ②-1 周知・広報の強化

#### 児童家庭課

- ・子育て家庭への情報提供については、町の広報誌、ホームページ、SNSでの発信を行っている。
  - ◎相談体制、連携体制の充実を図る。
- 【達成度】 B(61~80%)

### ②-2 関係機関との連携による情報の提供

#### 児童家庭課

- ・子育て家庭への情報提供のために、学校教育課や町内の保育園、認定こども園にも各種子育て関連情報を提供し、広く周知を図っている。
  - ◎関係機関との連携による情報提供の充実を図る。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### 学校教育課

- ・教育相談、特別支援教育相談など各種相談に対応するために、教育相談支援コーディネーターを配置し、学校のみならず役場内の関係部署と情報共有や連携を行っている。
  - ケースによっては関係学校、部署と情報共有が難しいものもある。
  - ◎町としての情報共有体制等の更なる構築が必要。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

#### 健康保険課(保健センター)

- ・乳児全戸訪問事業で子育て支援ガイドを配布し、情報提供を行っている。1歳6か月児以降の検診には、保育士を配置し、相談対応や情報提供の機会を図っている。
  - 転入者に子育て支援情報が行き届いていない。
  - ◎今後も乳児全戸訪問事業において子育て情報の提供や、検診において保育士による相談対応を継続して実施し、転入者への窓口対応等においても積極的に情報提供を行う。
- 【達成度】 B(61~80%)

## (点検2) 目標2：母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

### (1) 安全な妊娠、出産、育児への支援

#### ① 親子健康手帳の交付及び活用促進

##### 健康保険課(保健センター)

・ 親子健康手帳の交付は、母子保健の入り口として重要な面談になるため、保健師や助産師の専門職で面談を実施し、手帳の活用方法、妊産婦健康診査受診票の利用方法、産前・産後の事業説明をしている。管理栄養士による栄養相談も実施。

◎ 今後も現計画を継続し、実施していく。

【達成度】 B(61~80%)

#### ② 母子健康包括支援センターの整備

##### 健康保険課(保健センター)

・ 令和3年度から母子健康包括支援センターを立ち上げた。妊婦や出産、子育てについての相談に電話や訪問、来所に対応。

・ すべての妊婦が安心して出産を迎え子育てできるよう支援の実施や関係部署と連携をとっている。

・ 令和5年度から伴走型相談支援事業の保健師を配置し、きめ細やかに支援ができる体制を整備した。

● 相談を受ける体制は構築できてきたが、つなぎ先に課題がある。家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業や一時預かり事業)等子育て支援の充実が必要である。

● 本人を含めた支援プランの作成が定着できていない。

◎ 児童福祉部門と母子保健部門の一体的な組織として「こども家庭センター」の整備を目指し、妊産婦への必要な支援やその後の母子への支援が途切れることがないよう連携体制を構築する。

【達成度】 B(61~80%)

#### ③ 産前・産後サポート事業の実施

##### 健康保険課(保健センター)

・ 産前産後サポート専任の保健師を配置し、生後4カ月までの母子を対象に教室の運営や相談の対応を実施。

・ ヨガ教室参加やからは「リラックスできる時間がもてて良かった」、妊産婦交流会や双子会の参加者からは「外出する機会をもて、悩みを共有したり、会話ができて楽しかった」との声が聞かれており、母のくつろげる場になっている。

・ 教室後、相談に対応することもあり、母子の孤立解消の場にもつながっている。

● 教室の参加人数が少ないこともあり、周知の方法について検討が必要である。

◎ 教室のリーフレットを作成し、乳児全戸訪問時に周知を図る。

・ =現状 ● =課題  
◎ 今後について

◎ 今後も産前産後サポート専任の保健師を配置し、妊産婦の孤立解消のため、ヨガ教室や妊産婦交流会の運営、相談対応に努めていく。

【達成度】 A(81~100%)

#### ④ 母子保健推進員の活動の充実

##### 健康保険課(保健センター)

・ 母子保健推進員の確保に努め、母子保健事業の円滑化を図っている。母子保健推進員数は現在16名、母子保健事業のスムーズな運営のため、乳幼児健診の計測や教室での赤ちゃんの預かりを担っている。

● 母子推進員がまだまだ少ない状況であり、人員確保が必要である。

◎ 今後も広報等を通して、母子保健推進員の人員確保を図る。

【達成度】 C(41~60%)

#### ⑤ 妊婦健康診査の充実と妊産婦の保健指導の充実

##### 健康保険課(保健センター)

・ 妊婦検診14回分助成、産婦検診2回分助成を実施している。

・ 妊産婦検診の結果をもとに妊産婦の健康状態を把握し、必要時、保健指導や栄養指導の実施に努めている。

● 妊婦の食事の偏りや食事の量が少ない。

● 貧血が沖縄県平均に比べて高い。

● 妊婦の痩せと肥満が二極化している。

● 妊婦糖尿病や妊婦高血圧が増加傾向。

◎ 妊婦の健康に関する課題解決に向けて保健指導の充実が必要である。

◎ 今後も現計画を実施していく。

【達成度】 B(61~80%)

#### ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問の充実

##### 健康保険課(保健センター)

・ 生後4か月までの乳児のいるすべての世帯を訪問し、親子の状況や栄養環境の把握及び助言を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。乳児家庭全戸訪問専任の助産師や保健師が訪問を実施。初産婦は早めに対応している。

● 訪問に同意を得られない母子に関しては、来所に対応している。

◎ 親子手帳交付時等で事前に乳児全戸訪問事業の周知を図るとともに、訪問を受けやすい環境づくりを進めていき、今後も全戸訪問を目指していく。

【達成度】 A(81~100%)

## (2)子どもの健康支援

### ①乳幼児健康診査の充実と受診率の向上

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 前期乳児健診、後期乳児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を公費負担にて集団形式で実施。
  - ・ 令和5年度からLINEアプリで健診予約を実施。令和5年度から3歳児健診において、スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を導入した。(弱視の早期発見)
  - ・ 認可保育園から保護者へ健診受診をすすめるよう協力を実施した。
  - 健診の受診勧奨をしても未受診の子がいる。
  - ◎ 乳幼児健診の必要性について周知を継続し、受診率向上を目指す。
  - ◎ 乳幼児健診を通して、切れ目なくサポートに繋げる体制の構築を継続する。
- 【達成度】 B(61~80%)

### ②歯科検診の充実

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 後期乳児健診にて歯科衛生士を配置。
  - ・ 1歳6カ月児健診、3歳児健診で歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科検診も含めて実施している。
  - ・ 町独自で2歳児歯科検診を実施している。
  - 町の虫歯有病者は3歳から県平均より高い傾向である。
  - ◎ 1歳6カ月児健診や3歳児健診で実施している歯科検診を継続するとともに、2歳児歯科検診の受診勧奨を強化し、3歳児の虫歯を持つ子どもの減少を図る。
- 【達成度】 B(61~80%)

### ③健診結果の活用

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 前期乳児健診、後期乳児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科検診、3歳児健診を公費負担にて集団形式で実施。健診結果から個別に支援を実施している。
  - ・ 健診結果を活用して、発達面で気になる子は、心理相談を実施し、保育園の巡回相談や親子通園事業でフォローしている。
  - ・ 貧血や低体重などを有する子は、個別に来所、訪問、電話にて保健師や栄養士で支援を実施している。
  - 町の子どもたちの健康課題解決を目指し、保健指導の充実が必要である。
  - ◎ 現計画を今後も継続して取り組む。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### ④ 予防接種の推進

##### 健康保険課(保健センター)

- ・ 親子手帳交付時や乳児全戸訪問の際に予防接種について説明を実施している。
  - ・ 乳幼児健診や学校教育課主催の就学前健診で予防接種の進捗状況を確認し、接種を促している。
  - 麻疹風疹ワクチンについて、国が定めている接種率の目標は95%である。町の接種率も95%を目指す必要がある。
  - ◎ 今後も継続して予防接種の実施や必要性について周知し、接種率の向上を目指す。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### ⑤ 乳幼児訪問指導の強化充実

##### 健康保険課(保健センター)

- ・ 乳児全戸訪問や乳幼児健診の結果から、低体重や貧血、肥満などを有する子は、個別に家庭訪問や来所相談を実施している。保健師と栄養士で担当地区を決めて支援を実施している。
  - 母の気持ちに寄り添いながら多角的な視点で、保健師と栄養士で情報共有しながら健康をサポートしていく必要がある。
  - ◎ 今後も現計画の方針を継続して実施。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### ⑥ 子ども医療費助成事業

##### 児童家庭課

- ・ 0歳~15歳までの児童生徒の医療費について一部助成を行った。
  - ・ 令和4年度から医療費助成対象が中学生まで拡充したことにより、より多くの子どもたちの健康の向上、健やかな育成に寄与することができた。
  - 現物給付(窓口無料)が普及し、手軽に病院受診が可能になったため、些細なケガや病気で受診等が増加したことが考えられ、本町の医療費負担の増大が懸念となっている。
  - ◎ 健全な病院受診の案内や周知を行う。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ⑦禁煙指導の強化

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 喫煙は母子への健康被害を及ぼすため、親子健康手帳交付時や乳幼児健診で禁煙指導を実施している。
  - ・ 妊娠中の喫煙率は、県平均よりも低い数値を維持しており、やや微減傾向である。
  - 喫煙は母子への健康被害を及ぼす為、今後も喫煙率を減らす必要がある。
  - ◎ 今後も親子健康手帳交付時や乳幼児健診において、喫煙が及ぼす母子への健康被害の理解をすすめて、禁煙指導を実施。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ⑧乳幼児の食育の推進

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 乳幼児健診時の栄養相談や個別での栄養相談を実施し、食事の目安量の確認や食に関する困りごとについての相談(偏食や貧血等)に対応している。
  - ・ 離乳食実習を実施し、離乳食の重要性や離乳食の進め方等を伝えている。
  - ・ 健診の場で食育SATシステムを活用している。(2歳児歯科検診・3歳児健診)
  - 乳児及び1歳児の貧血の割合の増加が見られる。
  - 3歳児の肥満の割合の増加が見られる。
  - ◎ 貧血児の増加や肥満児の増加がみられるため、今後はSNSの活用等、アプローチの仕方を検討していく。
- 【達成度】 B(61~80%)

### (3)思春期保健の推進

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 思春期保健の推進については、未実施である。
  - 望まない妊娠の減少のために取り組む必要がある。
  - ◎ 思春期の子どもたちに対する命の大切さ、子育ての大変さについて学校と保健センターが連携し、指導することにより、親子の愛情、自ら子を持つこと等について考える機会を与え、次世代の親の育成に努める。
- 【達成度】 E(0~20%)

## (点検3) 目標3：要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ① 協議会やケース会議の強化

##### 児童家庭課

- ・【要保護児童対策協議会】：保育園はつながりがあるため情報共有できているが、学校現場との繋がりが、一層必要である。それぞれの役割を持ちながら、お互いに協力し合って個々の児童虐待防止を進めていくように強化していく必要がある。
  - ・【スクールソーシャルワーカー(SSW)】：スクールソーシャルワーカーを配置していない。
  - ・多子世帯が多く、子ども一人ひとりに目が届かないのか、ネグレクトになる事も見られる。
  - ・発達障害の増加により、また親も発達障害の場合があり、虐待につながるケースもある。
  - スクールソーシャルワーカーが必要。教育分野の福祉部門を引き取って、福祉との共有をする人材の確保が必要である。
  - ◎現在の児童虐待防止体制を充実し、対応を図っていく。
  - ◎スクールソーシャルワーカーの確保に努める。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### ② 虐待予防の啓発の推進

##### 児童家庭課

- ・11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターを保育園や自治会、医療機関などに提供して周知を図っている。また、町の広報誌にも掲載し、町民への周知を図っている。
  - ◎児童虐待防止のために、これまでの取組を継続して実施していく。
- 【達成度】 B(61~80%)

#### ③ 養育支援訪問事業の実施

##### 児童家庭課

- ・親子健康手帳交付や赤ちゃん訪問、家庭児童相談員等で気になる世帯や子育てに困り感のある世帯に訪問し、家事や育児、専門的相談支援を行っている。
- ・事業としては訪問主体であるが、来所の相談等も行っている。
- 支援が必要と思われる世帯が自宅に訪問する事を拒否する場合は支援に繋がらない。
- 訪問員が一人のため、未就学児のいる世帯において母の話の傾聴が不十分(母の話の傾聴すると、子どもが相手をして欲しいと訪問員にアピールするため)。
- 令和6年度より養育者支援訪問(専門的相談)と子育て世帯訪問支援事業(子育て支援・家事支援)が別々の事業となるため、休息とメンタルの不調をきたしている保護者に対しての介入が難しくなる。
- ◎支援拒否世帯に対して、保護者と繋がりのある関係機関が保護者との信頼関係を築き支援

に繋がるようにアプローチする。

- ・ 今後、養育者支援訪問と子育て世帯訪問支援事業と支援者が別々になる事で、より母の精神的な部分に寄り添った支援が行えるのではないかな。

【達成度】 B(61~80%)

#### ④虐待等の相談体制の充実

##### 児童家庭課

- ・ 虐待の相談窓口は社会福祉士と家庭児童相談員が担当している。また、虐待の相談は、保育園や学校からのものが多い。

● 体制強化のために、家庭児童相談員等の人材確保が必要である。

◎ 支援拒否世帯に対して、保護者と繋がりのある関係機関が保護者との信頼関係を築き支援に繋がるようにアプローチする。

- ・ 今後は養育者支援訪問と子育て世帯訪問支援事業で支援者が分かれるため、より、母の精神的な部分に寄り添った支援が行えると考える。

【達成度】 B(61~80%)

#### ⑤要保護児童対策地域協議会の強化

##### 児童家庭課

- ・ 児童虐待やその防止に対応するため、要保護児童対策地域協議会を設置している。
- ・ 実務者会議、代表者会議が年2回程度開催されている。

◎ 要保護児童対策地域協議会の強化を行い、児童虐待への対応充実を図る。

【達成度】 B(61~80%)

#### ⑥子ども家庭総合支援拠点の設置

##### 児童家庭課

- ・ 子育ての相談や家庭の困りごとに対応する「子ども家庭総合支援拠点」は未設置となっている。子ども家庭総合支援拠点は無いが、児童家庭課や保健センターで子育てに関する相談を受けている。

◎ 今後は、母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体となった「こども家庭センター」の整備を検討する。

【達成度】 D(21~40%)

## (2)ひとり親家庭等の支援の充実

### ①ひとり親家庭等の把握と相談の充実

#### 児童家庭課

- ・ 家庭児童相談員を通じて、地域のひとり親家庭の把握を民生委員児童委員に協力依頼している。
  - ・ 反対に、民生員が把握した気になる世帯、ひとり親家庭について情報共有している。
  - ・ 相談については、家庭児童相談員や窓口での相談、県の事業等について市町村が窓口となっているので、本人の困り感を確認して案内している。
  - 個人情報保護の観点から、個人の情報共有が難しい状況にある。
  - ◎ 現在の体制を維持し、継続して取り組んでいく。
- 【達成度】 B(61~80%)

### ②母子及び父子家庭等医療費助成

#### 児童家庭課

- ・ 母子家庭・父子家庭への医療費(外来・入院)の一部負担金への助成を行っている。また、高校を卒業するまでの期間で医療費助成対応している。
  - ◎ 今後も継続して取り組んでいく。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ③児童扶養手当支給

#### 児童家庭課

- ・ 父母の離婚等により、一人で児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給している。
  - 受給者は500名程度。年々増加傾向にある。
  - ◎ 現在の体制を維持し、継続して取り組んでいく。
- 【達成度】 A(81~100%)

### ④町母子寡婦福祉連合会への支援

#### 児童家庭課

- ・ 町では、母子寡婦福祉会への支援を行っている。
  - ・ 会員数は増えていない。加入に向けて周知を行っている。
  - ・ 南部地区で実施しているイベント等への参加も行っている。
  - 加入者が増えないことが課題である。
  - ◎ 会に参加することで、ひとり親のための様々な情報を入手できることなど周知を図り、会員増を目指す。
- 【達成度】 B(61~80%)

## ⑤母子家庭の母親に対する就労促進

### 児童家庭課

- ・ 就労支援等に関して、ひとり親の世帯に係る広報、パンフレットなどの案内を行っている。
  - ・ 県のサービスや助成等についても案内を行っている。
  - ◎ 今後も、現在の取組を継続していく。
- 【達成度】 B (61~80%)

## (3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

### ①特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応の充実

#### 健康保険課(保健センター)

- ・ 健診会場で心理士による心理相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、サポートを行う体制を整えている。
  - ・ 健診等の母子保健事業から心理相談を実施し、親子通園事業や巡回保育でフォローしている。
  - 3歳児健診で経過観察となった子の評価が不十分である。
  - 3歳児健診以降から、困り感がでてくる母子への健診の場がない。
  - ◎ 今後も乳幼児健診等の母子保健事業で特別な支援が必要な子どもを早期発見し、早期対応するフォロー体制を維持していく。
  - ◎ 5歳児健診の実施を目指し、保護者へ気づきの場を提供するとともに、関係課と連携し、就学前の支援へつなげる体制を整備していく。
- 【達成度】 C (41~60%)

### 児童家庭課

- ・ 乳幼児健康診査において支援が必要な子どもの早期発見、早期対応をする。また、発達相談や巡回相談、親子通園事業を通して支援していく。
  - 心理士を2名体制で支援を行ってきたが、R6年度は心理士が確保できず、1人体制となった。
  - ◎ 今後も乳幼児健診等の母子保健事業で特別な支援が必要な子どもを早期発見し、早期対応するフォロー体制を維持していく。
  - ◎ 心理士の職員採用をする。
- 【達成度】 A (81~100%)

## ②親子通園事業

### 児童家庭課

- ・ 発達が気になる児童に対し、親子通園を通して、相談や支援を行う。保護者が子どもの発達や特性を理解し、関わり方を学ぶ機会となっている。
  - 心理士を2名体制で支援を行ってきたが、令和6年度は心理士が確保できず、1人体制となった。
  - ◎ 利用の方法を保育園やこども園にも周知する
  - ◎ 親子通園事業だけでなく、保護者に合った相談や支援を提供する。
- 【達成度】 B (61~80%)

## ③障がい児支援ネットワークづくり

### 社会福祉課

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳等から、保育園やこども園に在園していない児を把握した場合は、相談支援事業所等を通して特別支援学校幼稚部入学の案内等や、保護者の希望に応じて、八重瀬町教育(就学)支援の案内や申請を行い、切れ目のない支援を行う。
  - 相談者や支援者の状況などで継続的な支援が困難な場合がある。
  - ◎ 関係機関との定期的な情報共有等を行うよう心掛ける。
- 【達成度】 C (41~60%)

## ④障がい児保育・特別支援教育の充実

### 児童家庭課

- ・ 障がい又は発達の緩やかさ等により特別な支援が必要な児童に対し、発達や特性に応じて加配保育士等を配置して保育を行う。
  - ・ 支援児童への巡回相談や保護者面談を実施。
  - 受入れ園がなく、待機になる児童がいた。
  - ◎ 研修会やティーチャーズ・トレーニングの実施を継続し、受入れに繋げていく。
  - ◎ 加配保育士等の確保。
- 【達成度】 A (81~100%)

## ⑤幼稚園、保育園(こども園)の連絡協議会の開催

### 児童家庭課

- ・ 連絡協議会は設置されていない。
- 【達成度】 E (0~20%)

## ⑥学童クラブにおける障がい児の受け入れ支援

### 児童家庭課

- ・学童クラブにおいて、障がいを持つ児童の受け入れを実施している。
  - 障がいを持つ児童やグレーゾーンの児童への関わり方が難しい部分等がある。
  - ◎研修の機会を増やすことやクラブ同士で相談できる機会の確保。
- 【達成度】 A(81~100%)

## ⑦発達障がいに対する支援策の推進

### 学校教育課

- ・発達支援の充実を図るため、教育相談支援コーディネーターによる相談、定期的な巡回指導を行い、教育支援申請などの体制構築を行っている。
  - ◎町としての情報共有体制等の更なる構築が必要。
- 【達成度】 A(81~100%)

## ⑧発達支援の拠点整備

### 社会福祉課

- ・子どもの発達支援においては、市町村や広域において、「児童発達支援センター」の設置が求められている。町では現時点で未設置となっている。
  - ◎今後、関係機関を含めての検討が必要である。
- 【達成度】 E(0~20%)

## ⑨相談支援の推進

### 社会福祉課

- ・町の委託相談支援事業所に保護者や関係機関から対象者の状況や障がい福祉サービスの利用について幅広く相談を受けている。
  - ・町の委託相談支援事業所を中心に、町内の相談支援事業所の勉強会を1回/月実施しており、勉強会では各相談支援事業所で、相談員の力量形成のための事例検討等を行っている。
  - 定期的な勉強会に参加する事業所が限られてきている。
  - ◎勉強会の定期的な開催を行う。
- 【達成度】 C(41~60%)

## ⑩障がい児のための福祉サービスの充実

### 社会福祉課

- ・ 障がいのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識を指導する「児童発達支援」や就学中の障がいのある児童を対象にして放課後等に生活能力向上のための訓練を行う「放課後等デイサービス」等、障がいのある児童を対象にしたサービス利用にかかる申請の受付や受給者証の発行等を行っている。
  - 障がい児通所支援に対する認知度や発達障害に対する理解が広がり、障がい児への福祉サービスが身近に感じられるようになった事により、すぐに福祉サービスの利用ではなく保育園や学童等で活動することが成長に繋がるとされる児童の申請や利用が増えており、福祉サービスの必要性や適切な支給量を判断することが必要である。
  - ◎ 申請時に保護者から福祉サービスが必要な理由を聞き取り、医師の意見書等の内容を勘案し適切な給付決定を判断していく。
  - ◎ 心理士や相談支援事業所などの関係機関と福祉サービスの必要性や適切な支給量について協議する。必要であれば療育だけでなく他機関にもつなげていく。
- 【達成度】 B (61～80%)

## ⑪医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

### 社会福祉課

- ・ 八重瀬町自立支援協議会の子ども部会において医療的ケア児ワーキンググループとして、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行っている。
  - ・ 台帳を整備することで対象児のライフステージが明確となり、幼児期から学童期の移行期など切れ目ない支援ができるようになった。
  - 転入者や途中で医療的ケア児となった場合の把握がしづらい。
  - ◎ 沖縄県が県内のNICU及び小児科外来等において、医療的ケアが必要になった児について市町村に情報提供が行われる体制を構築。
  - ◎ 医療的ケア児の台帳に記載されている対象児を定期的に訪問し、現在の医療的ケアの内容や支援状況を確認していく。
- 【達成度】 B (61～80%)

## ⑫障がい児を持つ家庭への手当の支給

### 児童家庭課

- ・ 特別児童扶養手当について、制度上実施するものを継続して実施している。
  - ◎ 今後も継続して実施していく。
- 【達成度】 B (61～80%)

## 社会福祉課

- ・ (障害児福祉手当) 重度の障がい有するため、常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅の者に対し、負担軽減の一助として手当の支給をする。
  - 特別児童扶養手当と勘違いをしている場合があるため、周知をする必要がある。
  - ◎ 今後も継続して実施していく。
- 【達成度】 A (81~100%)

## (4) 子どもの孤立(貧困)対策の充実

### ① 生活困窮世帯の子の居場所づくり

#### 児童家庭課

- ・ こどもの居場所が町内に 4 カ所あり、学習支援も実施している。家庭児童相談員や関係機関より支援依頼があり、居場所利用に繋げている。
  - ・ 町内で無料塾を実施、主に就学援助対象児童が利用。小学生と中学生を対象に学習支援や課外活動を実施。保護者への養育支援も行っている。
  - ◎ 今後も継続して実施していく。
- 【達成度】 B (61~80%)

### ② 生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

#### 児童家庭課

- ・ 子どもの貧困対策事業のこどもの居場所等で定期的に会議を持ち、情報交換をとおしてネットワークづくりを実施している。
  - ・ 2~3 カ月に 1 回、連絡会を実施。生活困窮の子を支援するにあたり、使える制度の情報交換や支援内容の共有を行っている。
  - ◎ 今後も継続して実施していく。
- 【達成度】 B (61~80%)

### ③ 就学援助制度の周知・普及

#### 学校教育課

- ・ 就学援助費認定基準額算定調書をもとに基準値が 1.20 以下の者について、学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・給食費を支給する。ウェブサイト・広報に情報を掲載、就学案内・就学時検診・入学説明会・進級の際に資料を配布することによって、就学援助の周知を行っている。
- ・ 例年、約 20% の児童生徒が就学援助を受けており、新入学時には「新入学児童生徒学用品費」・修学旅行時には「修学旅行費」の支給を行うことで、特に出費の多い時期にはそれに

・ = 現状 ● = 課題  
◎ 今後について

合わせての支給を行うことが出来ている。

● 物価高騰に合わせた算定をしてほしいという声が多く上がっている。算定の仕方自体は長年変わることがなかったため、物価高騰に対応していくことが今後の課題としてあげられる。

◎ 今後も継続して実施していく。

◎ 物価高騰への対応について検討する。

【達成度】 A (81~100%)



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

基本理念

子どもたちの笑顔いっぱい 太陽のまちづくり 八重瀬

☆何よりも子どもたちが心身ともに健やかに成長し、様々な体験や人とのふれあいを通して豊かな心が育まれる環境づくりを目指します。また悩みや心配ごとへの対応や、こんなまちになったらいいのに…という要望への対応がしっかりと取れて、安心して過ごせるような環境づくりを行い、子どもがいつも太陽のように明るい笑顔でいられることを目指します。

☆子どもの成長のための基本となるのは家庭です。子育て家庭は育児、保育、子どもの成長、経済面など、様々な不安を抱えがちです。しかし、八重瀬町なら大丈夫！ と安心して子どもを生み育てることができるように、行政と子育てに関わる機関、地域の人々が、「子どもの成長に関わっていく」という意識を高め、みんなが輪になって子どもと子育て家庭を支えていく環境づくりを行い、保護者が安心して過ごし、笑顔でいられることを目指します。

### 2. 計画の基本目標

本計画では、第2計画で掲げた3つの基本目標を継承し、施策を掲げます。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

基本目標2 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

基本目標3 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

### 3. 支援対策の体系

#### 目標1：地域における子育て支援の充実

- (1)教育・保育体制の充実、幼児期の教育・保育の一体的提供の推進
  - ①低年齢児保育の拡充
  - ②認定こども園の体制充実
  - ③教育・保育の質の確保
  - ④保こ小連携の推進
    - ④-1 保こ小連携の充実
    - ④-2 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続
    - ④-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携
  - ⑤幼児教育アドバイザーの配置
  - ⑥外国につながる幼児への支援・配慮
  
- (2)子どもの居場所づくり
  - ①放課後児童クラブの整備及び質の向上
  - ②放課後子ども教室の実施
  - ③放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施
  - ④地域における居場所の確保、充実
    - ④-1 児童館の充実
    - ④-2 遊び場における遊具の充実
  
- (3)人材確保の推進
  - ①保育士の確保
  - ②放課後の居場所における人材確保
  - ③ファミリーサポートセンターのサポーターの確保
  
- (4)相談、情報提供の充実
  - ①こども家庭センターを中心とした相談の充実
  - ②地域子育て支援センターの充実
  - ③教育相談の充実
  - ④情報提供の充実
  - ⑤関係機関との連携による情報の提供
  - ⑥母子保健との連携による相談・情報提供

## 目標2：母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

### (1)安全な妊娠、出産、育児への支援

- ①親子健康手帳の交付及び活用促進
- ②こども家庭センターを中心とした相談の充実（再掲）
- ③妊婦等包括相談支援事業
- ④産前・産後サポート事業の実施
- ⑤産後ケア事業の実施
- ⑥母子保健推進員の活動の充実
- ⑦妊婦健康診査の充実と妊産婦の保健指導の充実
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問の充実

### (2)子どもの健康支援

- ①乳幼児健康診査の充実と受診率の向上
- ②歯科検診の充実
- ③健診結果の活用
- ④予防接種の推進
- ⑤乳幼児訪問指導の強化充実
- ⑥子ども医療費助成事業
- ⑦禁煙指導の強化
- ⑧乳幼児の食育の推進

### (3)思春期保健の推進

### 目標3：要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

- ①協議会やケース会議の強化
- ②虐待予防の啓発の推進
- ③こども家庭センターにおける児童虐待の相談・連携の実施
- ④家庭支援事業を活用した養育支援等の充実

#### (2) ひとり親家庭等の支援の充実

- ①ひとり親家庭等の把握と相談の充実
- ②母子及び父子家庭等医療費助成
- ③児童扶養手当支給
- ④町母子寡婦福祉連合会への支援
- ⑤ひとり親家庭の保護者に対する就労促進

#### (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ①特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応の充実
- ②親子通園事業
- ③障がい児支援ネットワークづくり
- ④特別支援保育・特別支援教育の充実
- ⑤放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ支援
- ⑥発達障がいに対する支援策の推進
- ⑦発達支援の拠点整備
- ⑧相談支援の推進
- ⑨障がい児のための福祉サービスの充実
- ⑩医療的ケア児支援のための支援環境づくり
- ⑪障がい児を持つ家庭への手当の支給

#### (4) 子どもの孤立(貧困)対策の充実

- ①生活困窮世帯の子の居場所づくり
- ②生活困窮世帯の子を支援するネットワークの充実
- ③就学援助制度の周知・普及

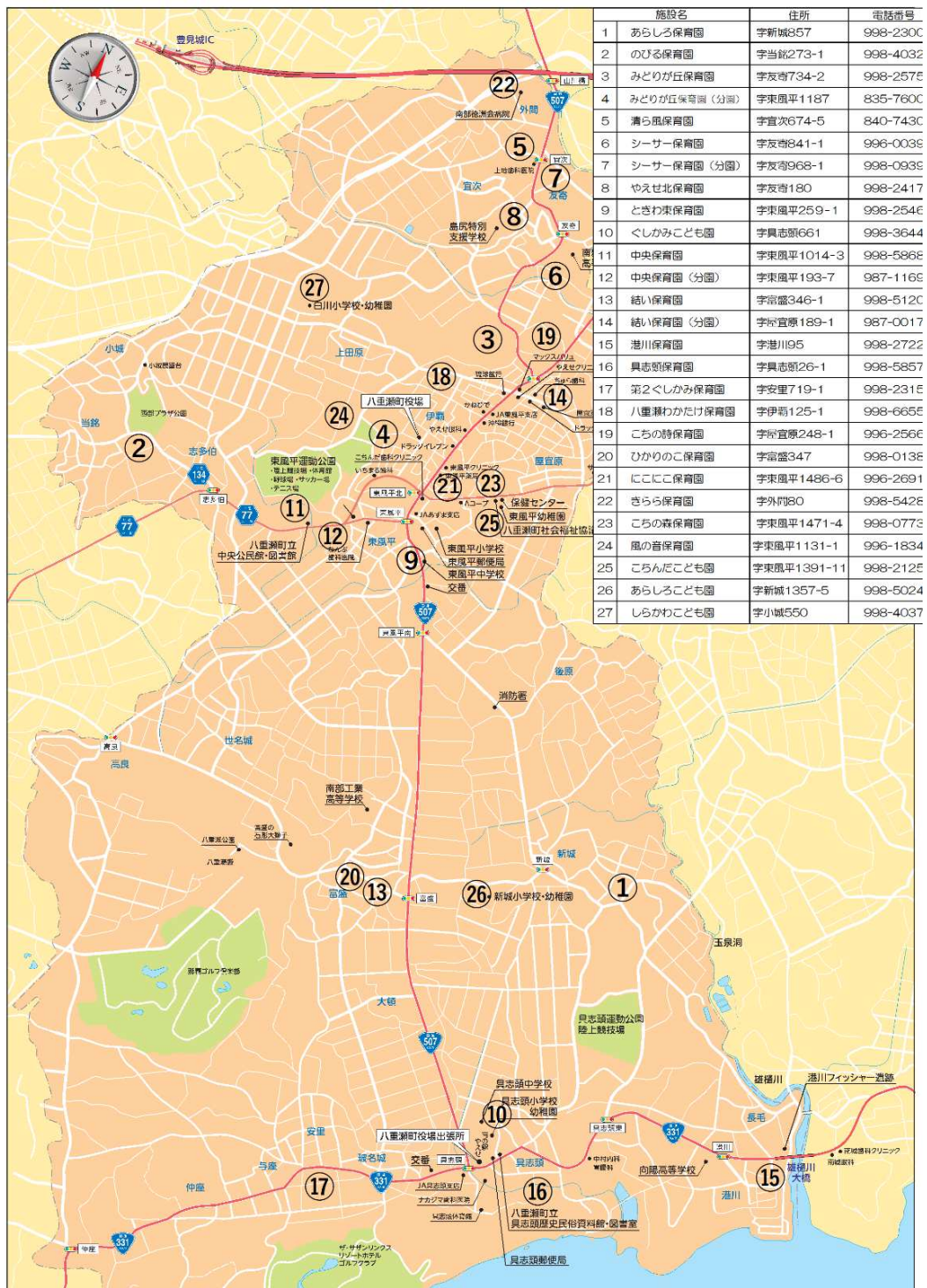
## 4. 幼児期の教育・保育提供区域について

### (1)教育・保育提供区域

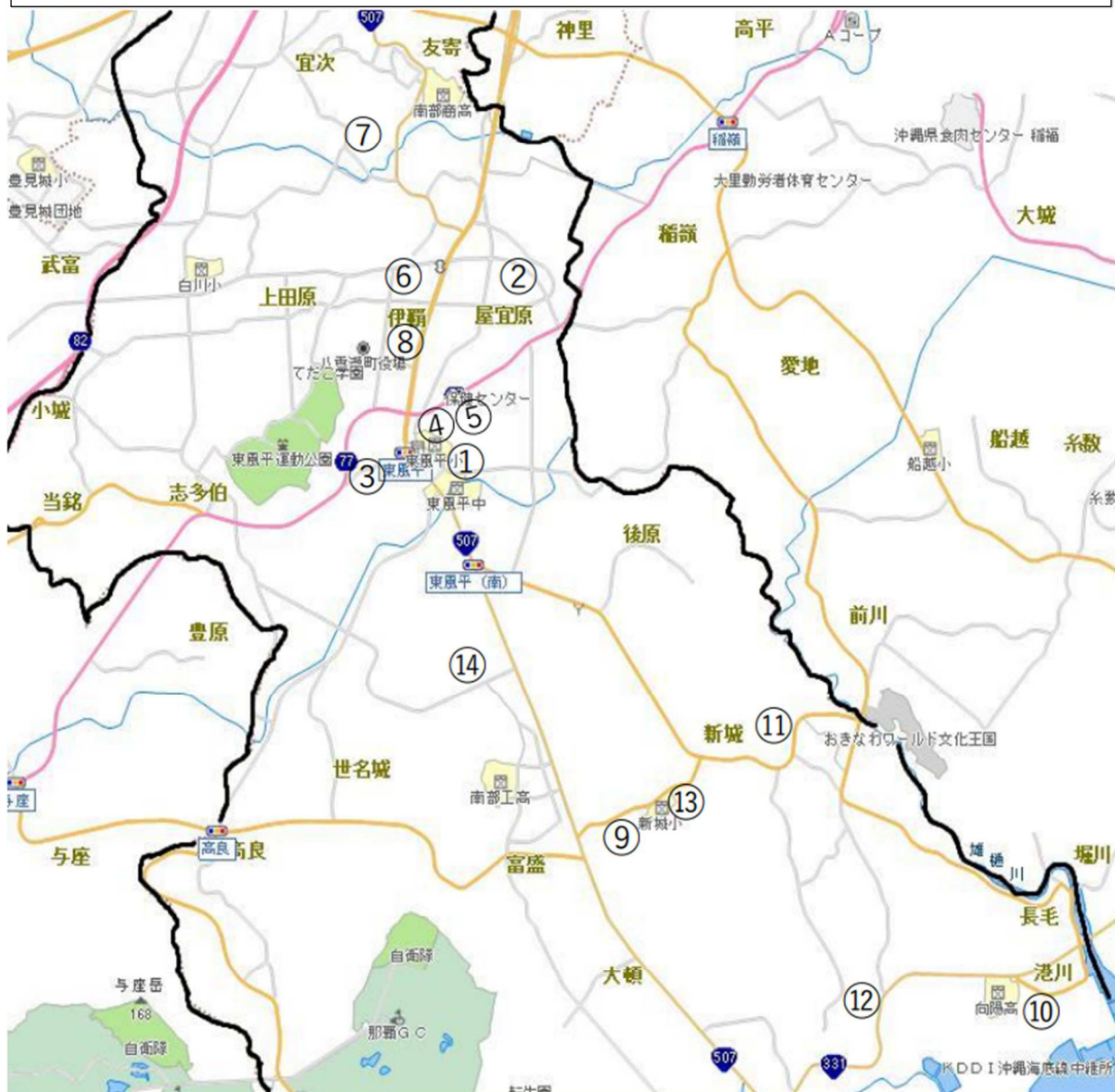
子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに必要量や提供体制(目標値)を掲げることが示されています。

### (2)町の教育・保育提供区域

町では、教育・保育提供区域を町全体を1区域として教育・保育提供区域として設定します。



# 八重瀬町放課後児童クラブマップ



## 放課後児童クラブ名

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ①第一・第二はなその児童クラブ | ⑧こちの森学童クラブ   |
| ②やぎばる第1・第2児童クラブ | ⑨ウルハピネス児童クラブ |
| ③わかば児童クラブ       | ⑩わらびんちゃー1くみ  |
| ④学童クラブ アスリート工房  | ⑪新城学童クラブ     |
| ⑤わくわく東風平学童クラブ   | ⑫ぐしかみ学童クラブ   |
| ⑥わらびんちゃー2くみ・3くみ | ⑬あらしろ児童クラブ   |
| ⑦柿の木学童クラブ       | ⑭にこにこ児童クラブ   |



## 第5章 事業計画

### 1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

#### 量の見込みと、確保方策について

- 町の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきつつ第2期の申し込み実績を踏まえ、量の見込みを設定しました。
- 町全体を単位とする量の見込みを算出し、これに対応する整備を基本として確保量を見込みながら、保育士確保により町全体で受け入れできる体制整備を図ります。

#### 1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	76	76	73	71	70
②確保方策	89	89	89	89	89
認定こども園(公立)	25	25	25	25	25
認定こども園(私立)	64	64	64	64	64
②-①	13	13	16	18	19

#### 2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,111	1,107	1,061	1,040	1,022
2号教育	0	0	0	0	0
2号保育	1,111	1,107	1,061	1,040	1,022
②確保方策	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
私立保育園	856	856	856	856	856
認定こども園(公立)	55	55	55	55	55
認定こども園(私立)	206	206	206	206	206
企業主導型保育所(地域枠)	18	18	18	18	18
②-①	24	28	74	95	113

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	149	148	146	144	143
②確保方策	207	213	213	213	213
私立保育園	186	186	186	186	186
認定こども園(公立)	0	0	0	0	0
認定こども園(私立)	0	6	6	6	6
小規模保育	15	15	15	15	15
事業所内保育	0	0	0	0	0
企業主導型保育所(地域枠)	6	6	6	6	6
②-①	58	65	67	69	70

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	575	565	593	586	579
②確保方策	638	668	668	668	668
私立保育園	581	581	581	581	581
認定こども園(公立)	0	0	0	0	0
認定こども園(私立)	0	30	30	30	30
小規模保育	38	38	38	38	38
事業所内保育	7	7	7	7	7
企業主導型保育所(地域枠)	12	12	12	12	12
②-①	63	103	75	82	89

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。町内の保育施設全園で事業を実施し、量の見込みに対応します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	3,901	3,864	3,826	3,768	3,715
確保方策	人	3,901	3,864	3,826	3,768	3,715
	か所	16	16	16	16	16

※人=実利用人数

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの子について、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。ニーズ調査より算出された量の見込みに対応していくよう、今後の情勢を見極めながら、必要に応じて受け皿の確保を図ります。また、中間見直し時に検討を続けます。

	単位		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	人	850	850	850	850	850
確保方策	人		760	800	800	800	800
	か所		18	19	19	19	19
	公設		1	1	1	1	1
	民設		17	18	18	18	18
	クラス単位		19	20	20	20	20

※人=実利用人数

### (3)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て支援拠点事業を実施できる状況にするため、保育士確保についての施策を検討します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3,693	3,630	3,736	3,697	3,658
	か所	2	2	2	2	2
確保方策	人日	3,693	3,630	3,736	3,697	3,658
	か所	2	2	2	2	2

※人日＝年間延べ利用人数

### (4)一時預かり事業

#### 1)幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児(1号認定こども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。本町では公立幼稚園がすべて認定こども園に移行しているため、認定こども園の1号認定の一時預かりの量を見込み、確保量を設定しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	135	135	135	135	135
確保方策	人日	135	135	135	135	135
	か所	4	4	4	4	4

※人日＝年間延べ利用人数

## 2)その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。一時預かり事業を実施できる状況にするため、保育士確保についての施策を検討します。

令和8年度より乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)が開始されるため、本事業との違いについて、周知・広報を行います。

ファミリーサポートセンター事業は、サポーターの確保が必要であるため、町社協と協力し、ファミリーサポートセンターの役割を周知するとともに、サポーターの確保に努めます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	211	209	207	204	201
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児対 象型を除く)	人日	211	209	207	204	201
		か所	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日	60	60	60	60	60

※人日=年間延べ利用人数

## (5)病児・病後児保育事業

疾病にかかっている保育が必要な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。今後も、ニーズに対応するよう事業を実施します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	140	140	140	140	140
確保 方策	病児保育事業	人日	140	140	140	140	140
		か所	1	1	1	1	1
	体調不良児	人日	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0
	ファミリーサポート	人日	0	0	0	0	0

※人日=年間延べ利用人数

(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。地域においてこどもの預かりの援助を行うサポーターの確保に努め、ニーズに対応していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(就学児)	人日	180	180	180	180	180
確保方策	人日	180	180	180	180	180

※人日＝年間延べ利用人数

(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。実施体制について検討し、量の見込みに対応します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
確保方策	人日	10	10	10	10	10
	か所	1	1	1	1	1

※人日＝年間延べ利用人数

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0

※人日＝年間延べ利用人数

## (8)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

(特定型)

令和8年度から乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)がはじまるので、今後も保育所等の助言を保育コンシェルジュを通じて保護者へ行い、円滑な保育ニーズへの支援を行います。

(こども家庭センター型)

妊娠期、保護者や乳幼児の健康保持増進のために、未把握や未受診児の減らす取組を強化し、保健指導を実施していく。※令和7年度までは母子保健型として実施。

(妊婦等包括相談支援事業型)

妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。※令和6年度までは出産・子育て応援交付金の中の事業として実施

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	3	3	3	3	3
確保方策	基本型	か所	1	1	1	1
	特定型	か所	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	面談回数	800	800	800	800

## (9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。現在の事業を継続して実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	308	308	308	308	308
確保方策	人	308	308	308	308	308

※人=実利用人数

## (10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。

令和5年度までは家事支援及び育児・養育支援も事業対象でしたが、令和6年度からは家事支援及び育児・養育支援が「子育て世帯訪問支援事業」の対象となりました。今後は、養育についての専門的相談支援等の対応について実施していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	397	397	397	397	397
確保方策	人	397	397	397	397	397

※人=実人数

## (11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。現在未実施であり、今後の利用希望状況を見極め、中間見直し時に検討を続けます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

## (12)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。引き続き、本事業を実施するとともに、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
確保方策	人回	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840

※人回＝年間延べ利用回数

## (13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象者への本事業の周知を図りながら、必要な方に支援が行き届くように図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策	人	1	1	1	1	1

※人＝実利用人数

## (14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村が新規参入事業者に対して事業経験のある者を活用した巡回支援等を行ったり、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定子ども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。現状未実施であり、今後の利用希望状況を見極め、中間見直し時に検討を続けます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

### (15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和5年度までの養育支援訪問事業のうち、家事支援及び育児・養育支援が、令和6年度より本事業に移行しています。本町では、これまでの取組を継続し、事業を実施していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	203	203	203	203	203
確保方策	人回	203	203	203	203	203

※人回=年間延べ利用回数

### (16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。今後の利用希望状況を見極め、中間見直し時に検討を続けます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策	人	0	0	0	0	0

※人=実利用人数

### (17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。子育て家庭の養育を支援するため、本事業を実施していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	42	42	42	42	42
確保方策	人	42	42	42	42	42

※人=実利用人数

### (18)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	600	720	840	960	1,020
確保方策	人回	600	720	840	960	1,020

※人回=年間延べ利用回数

### (19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新安静度で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。本町でも、令和8年度より実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	1,300	1,300	4,420	4,420
確保方策	人日	0	1,300	1,300	4,420	4,420

※人日=年間延べ利用人数



## 第6章 支援対策

### 基本目標1. 地域における子育て支援の充実

#### (1)教育・保育体制の充実、幼児期の教育・保育の一体的提供の推進

##### ①低年齢児保育の拡充

待機児童の多くは低年齢児であり、産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、低年齢児保育のさらなる拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備に努めます。

##### ②認定こども園の体制充実

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園について、公立幼稚園から移行した園の体制充実を図ります。

##### ③教育・保育の質の確保

###### (教育・保育事業等に関わる職員の資質向上)

保育者の資質向上を図るため、研修体制・研修内容の充実を行います。

保育士等が参加する研修、保育士等キャリアアップ研修等の研修費用の助成を補助事業により実施します。

###### (教育・保育に関する評価の実施)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、質の向上に努めるよう促します。

###### (指導監督の実施)

特定教育保育施設または地域型保育事業者として、町の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。

##### ④保こ小連携の推進

###### ④-1 保こ小連携の充実

保育園、認定こども園、小学校が連携し、公開保育、公開授業に相互参加していくとともに、「年齢別研修会」「八重瀬版架け橋プログラム」の実施や活用により、子どもの発達を理解し、連続性のある教育・保育の実践につなげます。

###### ④-2 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続

「八重瀬版架け橋カリキュラム」や合同研修会により保育者と学校教諭が遊びから学びへの連続性の確保について共通認識を持ち、子どもたちの小学校への円滑な接続を図ります。

保育所(園)・認定こども園等と小学校の交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

#### ④-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業からの連携施設について、町も確保のために協力するとともに、2歳児が地域型保育事業所と認定こども園で合同保育を行うことを促し、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように図ります。

#### ⑤幼児教育アドバイザーの配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の教育・保育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを設置し、教育・保育の資質向上に向けて努めます。

#### ⑥外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、教育・保育施設等において円滑な受け入れに資するよう、配慮を促します。

### (2)子どもの居場所づくり

#### ①放課後児童クラブの整備及び質の向上

保護者が共働き等により日中家庭にいないこどもの健全な育成を図るため、ニーズ量を踏まえた放課後児童クラブの受け皿の整備を推進します。また、放課後児童クラブの開所時間延長における支援を行います。さらに、放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、研修機会の周知、放課後児童クラブの指導監督を実施します。

#### ②放課後子ども教室の実施

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の実施に努めます。

#### ③放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施

国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での放課後児童の居場所づくりや健全育成の実施について、令和11年度までに1か所での実施に努めます。

#### ④地域における居場所の確保、充実

##### ④-1 児童館の充実

児童館が楽しく、安全な場所として子どもたちが集まってくるように、各種イベントの充実や児童厚生員の確保・資質向上等に努めます。また、児童館の多様な利活用を図るため、不登校対策や子どもの貧困対策などといった様々な取り組みの展開について検討します。

児童館は公民館と併設であるため、それぞれの活動を尊重しながら、またそれぞれの活動を活用するなど、地域でともに利用できるように努めます。

また、公民館と兼用型ではない児童館またはこれに類似する施設について、整備するように努めます。

町内の児童館では建物の老朽化、暑さ対策、補助人員の配置が課題であるため、これらの充実に努めます。

##### ④-2 遊び場における遊具の充実

町内の公園等、子どもの遊び場への遊具設置に努めるほか、定期的な見回り、清掃、修繕を行い、子どもと子育て家庭が一層楽しく公園を利用できるように図ります。

#### (3)人材確保の推進

##### ①保育士の確保

保育補助者雇用強化事業等の保育対策総合支援事業、保育士確保対策強化事業等を活用し、保育士等の業務の補助や、保育士等の負担軽減に努め、保育士等の定着及び離職防止を図ります。

##### ②放課後の居場所における人材確保

県及び関係機関と連携し、放課後児童支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、支援員の確保を支援します。

放課後子供教室を実施する際には、地域人材の確保に努め、地域の方々の参画による学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行います。

##### ③ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの役割を周知するとともに、子育てサポート会員養成講座やスキルアップ講座等を行い、子どもの預かりサポーターの確保・資質向上に努めます。また、活動していないサポート会員へのアプローチを行い、活動への参加を促していきます。

#### (4)相談、情報提供の充実

##### ①こども家庭センターを中心とした相談の充実

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点機能」を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

また、子どもや子育て家庭の不安や悩み等の解消及び子育て支援等の情報提供充実を図るため、家庭児童相談室や地域子育て支援センター、保健センター、各認可保育所(園)、各認定こども園、地域型保育事業等における相談のための資質向上、相談体制の強化に努めます。

##### ②地域子育て支援センターの充実

地域子育て支援センターに置いて相談や交流機会の提供を行い、子育て支援の充実を図ります。また、身近な地域で子育て支援が受けられるように、地域子育て支援センターを増やし、より利用しやすい環境整備に努めます。

##### ③教育相談の充実

教育相談、特別支援教育相談など各種相談に対応するために、教育相談支援コーディネーターを配置し、学校のみならず役場内の関係部署と情報共有や連携を行い、子ども・子育て家庭の支援を行います。

##### ④情報提供の充実

町の広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、町の子育てに関する情報発信を行います。

##### ⑤関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、認定こども園、保育所、子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

##### ⑥母子保健との連携による相談・情報提供

乳幼児健診の会場における保育士や子育て支援員による相談や情報提供を今後も継続して実施し、相談や情報提供機会の充実を図ります。

## 基本目標 2. 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

### (1)安全な妊娠、出産、育児への支援

#### ①親子健康手帳の交付及び活用促進

親子健康手帳の活用方法について周知を図るとともに、交付時の子育てに関する情報提供及び相談、交付家庭の状況把握などを行うように努めます。

#### ②こども家庭センターを中心とした相談の充実（再掲）

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点機能」を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

また、子どもや子育て家庭の不安や悩み等の解消及び子育て支援等の情報提供充実を図るため、家庭児童相談室や地域子育て支援センター、保健センター、各認可保育所(園)、各認定こども園、地域型保育事業等における相談のための資質向上、相談体制の強化に努めます。

#### ③妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

#### ④産前・産後サポート事業の実施

産前産後サポート専任の保健師を配置し、生後4カ月までの母子を対象に、妊産婦の妊娠、出産、子育て等に関する相談、教室の運営を行います。また、参加促進を図るため、周知広報に努めます。

#### ⑤産後ケア事業の実施

産後1年以内の母親と乳児に対し、7日までを上限とし、心身のケア、育児サポート等を行う産後ケア事業を行います。

新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などによりケアが必要とされる産婦を把握し、事業につなぐほか、妊娠期から産後ケア事業の周知を図り、利用促進に努めます。

#### ⑥母子保健推進員の活動の充実

母子保健推進員の確保に努め、母子保健事業の円滑化及び地域の母子の健康保持・増進の充実を図ります。

#### ⑦妊婦健康診査の充実と妊産婦の保健指導の充実

親子健康手帳交付時に妊産婦健診の受診勧奨及び妊産婦健診の必要性について説明を行うとともに、所見がある方については、助産師や保健師等の専門職によるきめ細かな支援を行っていきます。

## ⑧乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問の充実

生後4か月までの乳児のいるすべての世帯を訪問し、親子の状況や栄養環境の把握及び助言を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。

## (2)子どもの健康支援

### ①乳幼児健康診査の充実と受診率の向上

乳幼児健診の必要性について周知を図り、受診率の向上を図ります。また、認可保育所(園)からも、健診からサポートにつなげる体制がつくられていることを保護者に啓発し、受診を勧めるように促していきます。

乳幼児健診を通して、切れ目なくサポートに繋げる体制の構築を継続実施していきます。

### ②歯科検診の充実

1歳6か月児健診や3歳児健診で実施している歯科検診を継続するとともに、2歳児歯科検診の受診勧奨を強化し、むし虫歯を持つ子どもの減少を図ります。

### ③健診結果の活用

健診結果については、町の子どもたちの健康状態・発育・発達をみていく上で重要な資料であるため、健診結果からみた個別支援を実施します。発育不良や低体重、貧血などを有する子に関して訪問、来所、電話にて支援を積極的に行っていきます。発達面で気になる子に関しては必要に応じて心理相談を行うとともに、保育園の巡回相談や親子通園事業でフォローしていきます。

### ④予防接種の推進

今後も継続して事業を実施し、また予防接種の実施や必要性についての周知・広報を行い、接種率の向上を目指します。

### ⑤乳幼児訪問指導の強化充実

発育不良や低体重、貧血などを有する子の家庭へ保健師、栄養士による保健指導や栄養指導を行い積極的に支援していきます。

### ⑥子ども医療費助成事業

子どもの疾病の早期発見と治療の促進、健やかな成長を図るため、本事業を継続して実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。

### ⑦禁煙指導の強化

親子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等において、喫煙が及ぼす母子への健康被害の理解など、禁煙指導を行います。

### ⑧乳幼児の食育の推進

乳幼児健診時の栄養相談や個別での栄養相談を実施し、食事の目安量の確認や食に関する困りごとについての相談に対応していきます。また、離乳食実習を実施し、離乳食の重要性や離乳食の進め方等の指導・助言を行います。

貧血児の増加や肥満児の増加がみられるため、今後は SNS の活用等、アプローチの仕方を検討していきます。

### (3)思春期保健の推進

中学生に対する性教育や子育ての大変さ、命の大切さ・尊さについて、保健師と学校が連携して指導することにより、生きることや親子の愛情、自らが子を持つこと等について考える機会を与え、次代の親の育成に努めます。

飲酒・喫煙防止、薬物乱用防止については、各学校での取り組みを今後も継続して推進します。

## 基本目標3. 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ① 協議会やケース会議の強化

要保護児童対策地域協議会により関係者間の情報共有を行うとともに、学校現場とのつながりを持ち、児童虐待防止を図ります。

児童虐待や青少年の非行、引きこもり、不登校など、子どもや子育て家庭をめぐる様々な問題が発生しているため、町の要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、専門機関や関係機関及び地域の連携・協力で課題解決に向かうように推進します。

#### ② 虐待予防の啓発の推進

虐待を予防するために、虐待防止に関するチラシやポスター掲示を行い、啓発・広報に努めます。

#### ③ こども家庭センターにおける児童虐待の相談・連携の実施

本町の子ども家庭総合支援拠点機能と次世代包括支援センターを統合した「こども家庭センター」において、社会福祉士やこども家庭支援員といった専門員による相談及び専門機関へのつなぎなどを行います。

#### ④ 家庭支援事業を活用した養育支援等の充実

育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援を行います。

養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業に加え、令和6年度より法制度化された子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業を活用し、養育のアドバイスから世帯への家事援助を行い、子育て支援を拡充します。

### (2) ひとり親家庭等の支援の充実

#### ① ひとり親家庭等の把握と相談の充実

家庭児童相談員と社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携し、地域のひとり親世帯の実態把握に努め、ひとり親家庭のニーズに対応した相談の充実を図ります。

#### ② 母子及び父子家庭等医療費助成

母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

#### ③ 児童扶養手当支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図るため、手当の支給を行います。

#### ④町母子寡婦福祉連合会への支援

町母子寡婦福祉連合会への支援を、今後も継続して実施します。

#### ⑤ひとり親家庭の保護者に対する就労促進

就労につながる講習会等の周知・広報に努めます。

### (3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

#### ①特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応の充実

乳幼児健康診査等の母子保健事業への相談及び保育園、認定こども園での早期の気づきを大切に、特別な支援が必要な子どもへの相談を行っています。また、心理士の配置を継続し、早期発見とその後の親子通園事業や巡回保育でフォローを行う体制を維持・充実していきます。

5歳児健診の実施を目指し、保護者へ気づきの場を提供するとともに、関係課と連携し、就学前の支援へつなげる体制を整備していく。

#### ②親子通園事業

心身に発達遅れ及び発達の偏りの疑いがある児童に対し、遊びを通して子どもの発達段階や特性を保護者と共通理解しながら関わり方を学び、発達や育児について相談する場を提供するとともに必要に応じ早期療育に繋ぐことを目的とした親子通園事業を継続していきます。

#### ③障がい児支援ネットワークづくり

子どもへの継続した支援ができるよう、子の家庭や保育の状況を踏まえ、保健師・保育園やこども園・学校等各関係機関と連携した支援ができるように環境整備を図ります。また、島尻特別支援学校等各療育支援機関との連携により、障がい児支援のネットワークづくりを整備します。

#### ④特別支援保育・特別支援教育の充実

集団保育が可能である障がい児を対象とした特別支援保育を継続して実施するとともに、研修会やティーチーズ・トレーニングを実施して、個性が異なる子どもたちがみんな快適に過ごせる環境を整えるインクルーシブ保育への対応の充実を図ります。また、保育士不足を理由に、障がい児の受け入れが難しい施設もあるため、保育士確保対策により対応の充実を図ります。

学校においては、保護者へ寄り添い、本人の思いを大切に、支援計画を保護者と教師で共に創ることが肝要です。障がい児の可能性を最大限に伸ばし、健常児とともに健全な社会性の成長・発達の促進を図ります。また、今後も支援員の派遣、校舎等のバリアフリーに努めます。

#### ⑤放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ支援

障がい児を持つ家庭の放課後児童クラブ利用促進と放課後児童クラブの受け入れ体制整備を図るため、放課後児童クラブに対する障がい児の受け入れ支援を行います。また、放課後児童クラブでの障がい児への対応について、巡回指導等の実施検討を行います。

#### ⑥発達障がいに対する支援策の推進

発達支援の充実を図るため、教育相談支援コーディネーターや心理士による相談、定期的な巡回相談等を今後も継続して実施します。

また、保育園、認定こども園、放課後児童クラブと保健師、心理士が連携し、情報交換や助言指導を行う場を設け、一人ひとりの発達障がい児や気になる子への対応の充実を図ります。

#### ⑦発達支援の拠点整備

障がい児の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、「児童発達支援センター」の設置を目指します。

#### ⑧相談支援の推進

障がい児の相談を受ける相談支援事業所と連携・充実を図り、気軽な相談から専門的な相談、障害福祉サービスの利用につなぐなど、支援を行います。また、町の委託相談支援事業所を中心とした町内相談支援事業所の勉強会を実施し、相談員の資質向上を図ります。

学校教育においては、幼児期、児童期、生徒期においては、教育相談支援コーディネーターの活用を行います。

#### ⑨障がい児のための福祉サービスの充実

障がい児への福祉サービスである障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援など)や日中一時支援事業など、障がい児が利用できる福祉サービスを実施し、障がい児とその保護者の生活支援を図ります。

#### ⑩医療的ケア児支援のための支援環境づくり

医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で、適切な支援を提供できるよう、八重瀬町自立支援協議会の子ども部会に「医療的ケア児ワーキンググループ」を置き、医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策を検討します。

町内の医療的ケア児の情報を関係機関との連携等により把握するとともに、対象児を定期的に訪問し、現在の医療的ケアの内容や支援状況を確認していきます。

#### ⑪障がい児を持つ家庭への手当の支給

障害児福祉手当及び特別児童扶養手当を支給します。

#### (4)子どもの孤立(貧困)対策の充実

##### ①生活困窮世帯の子の居場所づくり

生活困窮世帯の子の支援のため、町内に居場所を確保し、食事提供や学習支援等を行っていきます。また、無料塾の、小学生と中学生を対象に学習支援や課外活動を実施とともに、保護者への養育支援も行い、生活困窮世帯の子どもと家庭の支援充実を図ります。

##### ②生活困窮世帯の子を支援するネットワークの充実

生活困窮世帯の子の支援に関する関係機関等とのネットワーク機会として連絡会を開催し、各種制度・事業の情報交換や支援内容の共有を行い、連携しながら生活困窮世帯の子の支援を推進します。

##### ③就学援助制度の周知・普及

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。また、物価高騰への対応を検討します。



## 第7章 計画の推進について

### 1. 計画やサービスの周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、教育・保育施設等や子育て支援サービス等の情報について、利用者の視点でのわかりやすい情報発信に努め、必要なサービスを利用することで、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、周知・情報提供の充実を図ります。

### 2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、町民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園と保育所と、地域子ども・子育て支援事業の実施主体とも相互に連携し、子どもと子育て家庭を支援していけるよう、町がそのための支援を行います。

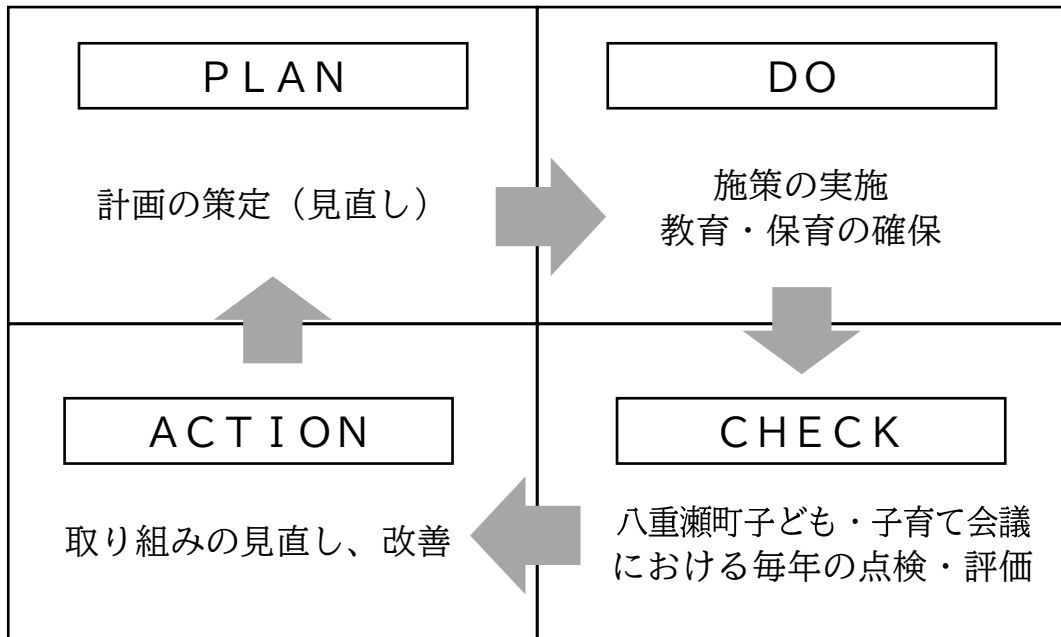
### 3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。本計画を策定するにあたってはニーズ調査等を行いました。今後も子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

#### 4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック

本計画の進行管理においては、「P D C Aサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、計画内容の審議にあたった「八重瀬町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



## 資料1 八重瀬町子ども・子育て会議条例

(平成25年9月9日条例第20号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、八重瀬町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員13人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童家庭課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

資料2 八重瀬町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和6年11月1日～ 令和8年10月30日

	氏名	所属	備考
1	山入端 恵子	主任児童委員	
2	糸満 健次郎	結い保育園 園長	
3	金城 幸子	にこにこ保育園 園長	
4	仲村 小百合	ぐしかみこども園 園長	
5	仲間 泰	ぐしかみ学童クラブ 施設長	
6	花俣 昌子	八重瀬町保健師	
7	外間 朝子	児童館 代表	
8	東江 直子	子育て支援センター 所長	副委員長
9	古見 優人	八重瀬町指導主事	
10	垣花 道朗	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター 事務局長	委員長
11	安室 光盛	保育園入所園児 保護者	
12	砂川 愛	学童入所児童 保護者	
13	玉那覇 正志	こども園入園園児 保護者	

資料3 計画策定の経過（子ども・子育て会議開催経過）

	開催日	場 所	議 題
第1回	令和6年 11月1日	八重瀬町役場2階 第②会議室	委嘱状交付 委員長・副委員長選出 議題 1)第3期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画について 2)ニーズ調査の結果について 3)第2期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画の実績・ 評価について
第2回	令和7年 2月20日	八重瀬町役場3階 委員会室①	議題 1)第3期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画について ・量の見込みと確保方策について 他
第3回	令和7年 3月7日	八重瀬町役場2階 第④・⑤会議室	議題 1)第3期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画素案の審議 2)ときわ東保育園(分園)廃止について 3)しらかわこども園建替えについて

---

---

第3期八重瀬町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：八重瀬町役場 児童家庭課

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地

TEL：098-998-7163

---

---



八重瀬町